

令和4年（行ケ）第13号選挙無効請求事件

直送済

原告 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）

被告 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

証拠説明書（1）

令和4年9月5日

東京高等裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

以下の甲 1～甲 156 の各書証は、全て、写しである。

号証	標目／作成者・出典／ 作成年月日／原本・写し	立証趣旨	準備書 面引用 頁
甲 1	最高裁大法廷昭和 51 年 4 月 14 日判決（衆） ／民集 30 卷 3 号 223 頁 ／写し	<p>① 同判決は、（該昭 47.12.10 衆院選挙の選挙区割り自体に影響を及ぼさない）昭和 50 年改正法の成立を考慮しないという「違法判断の基準時」の解釈に基づき、『該昭 47.12.10 衆院選挙は、違法である』旨判断した。</p> <p>② 同判決は当該選挙が、違憲であるが、「憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果」（但し、昭和 51 年大法廷判決（衆）の文言）が生じることを指摘して、「<u>殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではない</u>」（民集 30 卷 3 号 253 頁）参照（強調 引用者）という「一般」の法原則があるにも拘わらず、憲法 98 条 1 項の明文に反して、当該選挙を違憲違法とする事情判決を言渡した。</p> <p>③ 同判決では、全 15 判事のうち、6 判事（岡原昌男、下田武三、江里口清雄、大塚喜一郎、吉田豊、岸盛一の 6 氏）は、当該選挙が、中選挙区制のみから成り立っており、比例代表制は存在せず、しかも当該裁判対象の選挙区は、千葉 1 区のみであったという事情の下でも、当該選挙は、憲法違反であり、憲法 98 条 1 項の明文の規範に従って、選挙無効と判断した。</p> <p>④ 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「不可分の一体」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区の選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する（民集 30 卷 3 号 249 頁）。</p> <p>⑤ 同判決は、「選挙無効」判決を言渡した場合、同選挙は、「将来に向かって形式的に無効」となる旨判示した（民集 30 卷 3 号 251 頁）、等。</p>	J(2) 24, 28, 50, 54, 55, 124

甲 2	最高裁大法廷昭和 58 年 4 月 27 日判決 (参) / 民集 37 卷 3 号 345 頁 / 写し	同判決の判示内容。	J(2) 128
甲 3	最高裁大法廷昭和 58 年 11 月 7 日判決 (衆) / 民集 37 卷 9 号 1243 頁 / 写し	<p>① 同判決は、昭和 50 年改正後の昭和 55 年衆院選 (最大較差約 3.94 倍) を違憲状態と判断した。</p> <p>② 同判決は、昭和 50 年改正法により、議員 1 人当たりの人口の較差が、最大 1 対 4.83 から 1 対 2.9 に縮小していたと認定している。(民集 37 卷 9 号 1264 頁)。</p> <p>③ 同判決 (違憲状態判決) の中村治朗判事の同反対意見は、『「事情判決の法理」は、「権利侵害」の回復により得る「利益」と「当該選挙の効力を維持すべき利益」を比較衡量して、前者の利益が後者の利益に優越する場合は、選挙無効判決もあり得る』旨説く。(民集 37 卷 9 号 1273 (31) ~1287(45)頁)。</p> <p>即ち、同判事は、『事情判決の言渡し後も、是正されることなく選挙が実施された場合は、衝突する各利益の比較衡量により「選挙無効の判決」の可能性が十分にある』旨明言されている。</p> <p>④ 同判決 (違憲状態判決) において、団藤重光最高裁判事は、『違憲無効判決を言渡すべし』との反対意見を記述されている (民集 37 卷 9 号 1268 (26) ~1273 (31) 頁)、等。</p>	J(2) 24, 124
甲 4	最高裁大法廷昭和 60 年 7 月 17 日判決 (衆) / 民集 39 卷 5 号 1100 頁 / 写し	<p>① 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「<u>不可分の一体</u>」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する (民集 39 卷 5 号 1122 頁)。</p> <p>② 同判決 (事情判決) において、<u>最高裁長官寺田治郎、最高裁判事木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、「是正の措置が講ぜられることなく、現行定数配分規定のまま施行された場合における選挙の効力については、……その効力を否定せざるを得ないこともあり得る」と明言している</u> (民集 39 卷 5 号</p>	J(2) 49, 51, 124

		1124~1126 頁)、等。	
甲 5	最高裁大法廷平成 5 年 1 月 20 日判決 (衆) / 民集 47 卷 1 号 67 頁 / 写し	同判決の判示内容。	J(2) 123
甲 6	最高裁大法廷平成 8 年 9 月 11 日判決 (参) / 民集 50 卷 8 号 2283 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(2) 93, 128, 199
甲 7	最高裁大法廷平成 10 年 9 月 2 日判決 (参) /民集 52 卷 6 号 1373 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(2) 92, 128, 198-199
甲 8	最高裁大法廷平成 11 年 11 月 10 日判決 (衆) /民集 53 卷 8 号 1441 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(2) 123
甲 9	最高裁大法廷平成 12 年 9 月 6 日判決 (参) /民集 54 卷 7 号 1997 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(2) 92、 128 197-198
甲 10	最高裁大法廷平成 16 年 1 月 14 日判決 (参) /民集 58 卷 1 号 56 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(2) 92, 127, 195-197
甲 11	最高裁大法廷平成 18 年 10 月 4 日判決 (参) /民集 60 卷 8 号 2696 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(1)1 J(2) 92, 127, 193-195
甲 12	最高裁大法廷平成 19 年 6 月 13 日判決 (衆) /民集 61 卷 4 号 1617 頁 /写し	同判決の判示内容。	J(2) 122
甲 13	最高裁大法廷平成 21 年 9 月 30 日判決 (参)	同判決の判示内容。	J(1)1 J(2)

	／民集 63 卷 7 号 1520 頁／写し		91, 126, 189-193
甲 14	最高裁大法廷平成 23 年 3 月 23 日判決 (衆)／民集 65 卷 2 号 755 頁／写し	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した。</p> <p>② 「地域性に係る問題のために、殊更にある地域の選挙人と他の地域の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとは言い難い」旨判示した(民集65巻2号779(115)頁)、等。</p>	J(2) 122
甲 15	最高裁平成 24 年 10 月 17 日大法廷判決 (参)／民集 66 卷 10 号 3357 頁／写し	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての2段階の判断枠組みの①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、較差が是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えなかったと判断した。</p> <p>② 同最大判が、【『投票価値の平等』に関する、2つの憲法上の基準】、即ち、</p> <p>(i) 「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難い」(民集 66 卷 10 号 3368 (58) 頁)</p> <p>(ii) 「これ(都道府県。引用者注)を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな(い)」(民集 66 卷 10 号 3368 (58) 頁)</p> <p>と判示した。</p> <p>●●●●●●●●●●</p> <p>③ 法廷意見が、「(衆参両院は、)適切に民意を国政に●●●●●●●●●●反映する責務を負っている」と明言している(民集 66 卷 10 号 3368 (58) 頁)。</p> <p>④ 千葉勝美最高裁判所裁判官が、補足意見で、参議院の議員定数配分も、衆議院のそれと同じく、「原則として、●●●●●●●●●●人口比例原則が及(ぶ)」と明言している(民集 66</p>	J(1) 1, 7 J(2) 91, 98, 126, 185-189

		卷10号3378(68)頁)、等。	
甲 16	最高裁平成25年11月20日大法廷判決(衆)／民集67巻8号1503頁／写し	① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、(基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未経過であったと判断した、等。	J(2) 107, 122
甲 17	最高裁平成26年11月26日大法廷判決(参)／民集68巻9号1363頁／写し	① 同判決は、投票価値の較差についての2段階の判断枠組みによる ①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、較差が是正されなかったことが国会の裁量権の限界を越えなかったと判断した。 ② 同最大判は、【『投票価値の平等』に関する、2つの憲法上の基準】、即ち、 (i) 「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難い」(民集68巻9号1374頁) (ii) 「これ(都道府県。引用者注)を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな(い)」(民集68巻9号1374頁) と判示した。 ③ 5名の判事((i)櫻井龍子、(ii)金築誠志、(iii)岡部喜代子、(iv)山浦善樹、(v)山崎敏充の5判事)は、補足意見として、 「しかし、投票価値の不均衡の是正は 議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題で、あって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自	J(1) 2, 8, 16 J(2) 16, 30, 56, 79, 90, 98, 107, 126, 183-184

		らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(強調 引用者)(民集 68 卷 9 号 1383 頁) と「記述」している、等。	
甲 18	最高裁平成 27 年 11 月 25 日大法廷判(衆) / 民集 69 卷 7 号 2053 頁 / 写し	① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みによる ①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した、等。	J(2) 16, 107, 122
甲 19	最高裁平成 29 年 9 月 27 日大法廷判決(参) / 民集 71 卷 7 号 1139 頁 / 写し	同判決の判示内容。	J(1)3 J(2) 30-32, 90, 129, 180-182
甲 20	最高裁平成 30 年 12 月 19 日大法廷判決(衆) / 民集 72 卷 6 号 1240 頁 / 写し	同判決の判示内容。	J(2) 122
甲 21	最高裁大法廷令和 2 年 11 月 18 日判決(参) / 民集 74 卷 8 号 2111 頁 / 写し	同判決の判示内容。	J(1)4 J(2) 24. 30-31, 56, 80, 90, 126, 179-181
甲	福岡高裁平成 23 年 1	同判決は『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判	J(2)

22	月 28 日判決／廣田民生裁判長、高橋亮介裁判官、塚原聡裁判官／判例タイムズ 1346 号 130 頁／判例タイムズ社／写し	示した、等。	21
甲 23	名古屋高裁金沢支部平成 25 年 3 月 18 日判決／市川正巳裁判長、藤井聖悟裁判官、小川紀代子裁判官／裁判所ウェブサイト掲載判例／13 頁／写し	同判決は『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示した、等。	J(2) 21
甲 24	福岡高裁平成 25 年 3 月 18 日判決／西謙二裁判長、足立正佳裁判官、島田正人裁判官／D1-Law #28220627／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲状態 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、 国にある 』旨明言した、等。	J(2) 21, 84
甲 25	東京高裁平成 25 年 3 月 6 日判決／難波孝一裁判長、中山頭裕裁判官、野口忠彦裁判官／判例時報 2184 号 10 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁は、「 現実 に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、かかる合理性を基礎付ける事実は、 被告において立証しなければならない 」（強調 引用者）と判示した（判時 2184 号 10 頁）。 なお、同判示は、判例時報 2184 号 5 頁において、「本判決の特徴は、・・・ 立証責任 の所在について言及した点・・・などであろう」（強調 引用者）と解説されている、等。	J(2) 21, 84
甲 26	大阪高裁平成 25 年 3 月 26 日判決／小松一雄裁判長、遠藤曜子裁判官、平井健一郎裁判	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁は、「そこで、本件選挙時における本件区割規定の合憲性について検討するに、被告らは、この点に関し	J(2) 84

	官／D1-Law#28262505 9/11 頁／写し	何らの 主張立証をしな い。」(強調 引用者) と判示した、等。	
甲 27	広島高裁平成 25 年 3 月 25 日判決／筏津順子裁判長、井上秀雄裁判官、絹川泰毅裁判官／判例時報 2185 号 36 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、 違憲・無効 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁が、【『合理的期間』の未徒過】について、 国が立証責任を負う旨判示 した(47頁)、等。	J(2) 21
甲 28	福岡高裁那覇支部平成 25 年 3 月 26 日判決／今泉秀和裁判長、岡田紀彦裁判官、並河浩二裁判官／ D1-Law#28220585 7/9 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、 違憲・違法 と判決したこと。 ② 同高裁が、「事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告側で 主張立証すべきものというべきである 。」(強調 引用者) と判示した、等。	—
甲 29	大阪高裁平成 25 年 12 月 18 日判決／山田知司裁判長、水谷美穂子裁判官、和久田道雄裁判官／D1-Law#28220196 14/17 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁は、「こうした工程表や検討作業にもかかわらず早期の結論を得ることが困難であるというなら、その具体的な理由と作業の現状を絶えず国民に対して明確に説明すべきであって、それが行われていた場合にはともかく、 そのような主張立証のない本件 においては、前記実効性のある是正ができなかったことを正当化する理由があると認めることはできない。」(強調 引用者) と判示した、等。	—
甲 30	広島高裁岡山支部平成 25 年 3 月 26 日判決／片野悟好裁判長、檜皮高弘裁判官、濱谷由紀裁判官／裁判所ウェブサイト、D1-Law#28211176／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、 違憲・無効 と判決した。 ② 同判決は、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した、等。	J(2) 8, 21
甲 31	広島高裁岡山支部平成 25 年 11 月 28 日判決／片野悟好裁判長、濱谷由紀裁判官、山本万起子裁判官／裁判所ウェブサイト、D1-Law	① 同高裁は、平成 25 年 7 月 21 日の参議院(選挙区選出)議員選挙を、 違憲・無効 と判決した。 ② 同判決は、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した、等。	J(2) 8, 21

	#28214248／写し		
甲 32	福岡高裁平成 27 年 3 月 25 日判決／高野裕裁判長、吉村美夏子裁判官、上田洋幸判官／判例時報 2268 号 23 頁／写し	同判決は『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示した、等。	J(2) 21
甲 33	名古屋高判平成 30 年 2 月 7 日／裁判長藤山雅行、裁判官朝日貴浩、同金久保茂／裁判所ウェブサイト、D1-Law #28260857／写し	① 同判決文 (19~20 頁) が、 「なお、 アダムズ方式の導入が平成 32 年の大規模国勢調査からとされた理由 については、平成 28 年改正法の提出者において、①成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であり、アダムズ方式を導入するのは平成 32 年の大規模国勢調査以降とするのが自然であること、②仮に平成 22 年の大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式を導入した場合、平成 27 年の簡易国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式を導入した場合とで議席配分結果に違いが生ずるなど、古い国勢調査の結果である平成 22 年の大規模国勢調査の数値を用いる合理性があるとはいえないこと、③平成 22 年の大規模国勢調査の結果が出てから既に 2 回の衆議院議員総選挙を経ているにもかかわらず、同国勢調査の結果を用いて新たに議席を配分し直すとするならば、それにより従前と異なる議席を配分された都道府県の選挙人を中心に、これら 2 回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせることになるという問題があること、④4 年後には次の大規模国勢調査が控えており、立て続けに都道府県への議席配分の見直しを行うこととなり、選挙制度の安定性に欠けるという問題がある旨の答弁がされたことが認められる (乙 11 の 1、乙 12 の 2)。しかし、 これらの理由は、アダムズ方式の導入を直ちに実現するのではなく、導入時期が先になってしまうことの説明としては一理あるものの、国会が具体的な選挙区を定めるに当たって考慮することの合理性が肯定されるころの、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位とした、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素に関するものではないのであって、1 人別枠方式が解消されているか否かや、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたか否かを判断する上では、さしたる意味を持たない。 」(強調 引用者) と記述すること、等。	—
甲 34	米国連邦最高裁判決 1964 年 6 月 15 日 (Reynolds v. Sims) ／米国最高裁判例集 377 U.S.533 (1964) ／写し	米国連邦最高裁は、黒人が多数住んでいる選挙区の 1 票の価値と白人が多住んでいる選挙区の 1 票の価値に差を設けていたアラバマ州の選挙法を違憲・無効とした。 この 1964 年の米国連邦最高裁判決により、米国人は、白人であれ、黒人であれ、住所によって差別され	J(2) 138

		ることなく、一人一票の選挙権を得た。	
甲 35	米国連邦最高裁判決 1983年6月22日 (Karcher v. Daggett) ／米国最高裁判例集 462 U.S.725(1983) / 写し	<p>米国連邦最高裁は、1983年、米国下院議員選挙に関し、1票対0.9930票の選挙権価値の不平等 (ニュージャージー州の第4区の人口：527,472人〈最大〉；同州の第6区の人口：523,798人〈最小〉。両選挙区の人口差：3,674人 (=527,472-523,798)。同第4区の選挙権の価値を1票とすると、同第6区の選挙権の価値は、0.9930票 (=523,793÷527,472) を定めるニュージャージー州選挙法を違憲・無効とした。</p> <p>米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、州が、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨判示した、等。</p>	J(2) 83
甲 36 の 1	米国ペンシルベニア州 中部地区連邦地裁 2002年2月22日判決 (Vieth 外1名対ペン シルベニア州) /米国 連邦地方裁判所 (ペン シルベニア州中部地 区) /2002年2月22 日/写し	<p>本件は、2002年1月7日付シュワイカー知事が署名した (ペンシルバニア州選挙区割りに関するペンシルバニア州上院 1200 (Act 1/ 法律 1号) の立法に関するものである。</p> <p>2000年国税調査の結果によれば、ペンシルベニア州の人口は12,281,054人であった。この人口を19の連邦下院議員選挙区で等分すると、選挙区当り646,371人又は646,372人となる。</p> <p>しかしながら、Act 1 (法律 1号) によれば、第7選挙区の人口は、646,380人であり、第1、第2又は第7選挙区の人口は、それぞれ646,361人となる。</p> <p>同判決は、原告の法律 1号に基づく選挙区割りは、連邦憲法1条の1人1票の原則違反であるとの請求を容認した、等。</p>	J(2) 99
甲 36 の 2	米国ペンシルベニア州 中部地区連邦地裁 2003年判決 (Vieth 外 2名対ペンシルベニア 州) /米国連邦地方裁 判所 (ペンシルベニア 州中部地区) /2003 年/写し	<p>米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁は、2002年4月8日、多数意見で、「Act 1 (法律 1号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ (Vieth v. ペンシルベニア州 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002) 米国連邦地裁判例集参照)、更に、ペンシルベニア州議会に対し、以内に Act 1 (法律 1号) の憲法違反を解消するための改正法案 (a plan) を提出するために、3週間を付与した。</p>	J(2) 99

		<p>Act 34 (法律 34 号) は、一人一票原則からの乖離・零の米国連邦下院議員選挙区割りプランである。即ち、選挙区間の人口較差は、1 人である。</p> <p>「ペンシルバニア州の人口は 19 の選挙区に等しく分割し得ない」との現実を所与とすると、当該「人口較差・1 人」は、「最小の差異」である。</p>	
甲 37 の 1	<p>事実認定及び法の適用・確定 (Findings of Fact And Conclusions of Law) / 米国ニューメキシコ State 地方裁判所 / 2011 年 12 月 29 日 / 写し</p>	<p>① 憲法 47 条の「選挙に関する事項」に関する二分論が、米国の裁判所において実際に行われている一例。</p> <p>② ニューメキシコ State (正しい和訳は、国。) の連邦下院議員の再選挙区割りの設定に関する本事案において、ニューメキシコ State 地方裁判所は、概要、下記(1)の事実認定及び下記(2)の法の適用をした。</p> <p>(1) 【裁判所が認定した事実 (概要)】</p> <p>ア 2010 年の国勢調査 (事実認定 1) の結果、連邦下院議員の定数 3 を有するニューメキシコ State (州 / 国。) (総人口 : 2,059,179 人) の 3 つの選挙区において、理想的人口 (686,393 人) から -3.27% ~ +2.26% の人口偏差が生じたことが明らかとなった (事実認定 3~5)。</p> <p>イ 本裁判において、下記①~③の 3 つの再区割り案が提出された。各区割り案における選挙区間の人口差は以下のとおりであった (事実認定 11~14)。</p> <p>① 合同案 (第 1 案) の人口差 : 54 人</p> <p>② LULAC 案 (第 1 案) の人口差 : 112 人</p> <p>③ Maestas 案の人口差 : ゼロ</p> <p>ウ 裁判所は、①案及び②案を提出した原告らに対し、再度、10 日間で (事実認定 42)、「人口偏差ゼロを達成するために、投票区を分割する」選挙区割り案を提出する機会を与え (事実認定 41)、最終的に裁判所に提出された修正①案、修正②案、③案は、「3 選挙区全てで人口差ゼロ」の区割り案となった (法の適用・確定 9)。</p>	J(2) 100

		<p>(2)【裁判所が適用した法（概要）】</p> <p>裁判所は、連邦最高裁判例が示す「1人1票」の要請を一次的な基準とし（法の適用・確定3～6）、2原告に人口偏差ゼロとなる区割り案を再提出させ（事実認定41）、人口比例以外の二次的な基準として、利益共同体、民族性、地理等の要素についても考慮した上で（法の適用・確定28）、修正①案（人口差ゼロ）を採択した（法の適用・確定28）。</p> <p>③ 米国では、裁判所が、選挙区割修正案の再提出期限を30日以内等とし、それが議会によって遵守されている（①本事案では10日以内。また、②ペンシルバニア州裁判所は、2002年の事案において、選挙区割り修正案の再提出期限を命令から3週間以内と定めた。</p>	
甲 37 の 2	判決及び最終命令 (Judgment And Final Order) / 米国ニューメキシコ State 地方裁判所 / 2012年1月9日 / 写し	<p>2010年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の再区割りにつき、ニューメキシコ State（正しい和訳は、国。）地方裁判所は、定数3の3選挙区の選挙区割りにおいて、選挙区間の人口差がゼロである修正①案を採択した。</p>	J(2) 100
甲 38	(フロリダ州連邦下院議員)選挙区要約統計 / (出典)フロリダ州公式ホームページ内 サイト URL : https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf / 2014年8月7日 / 写し	<p>① 2010年の国勢調査に基づくフロリダ州連邦下院議員選挙再区画（定数27）においては、22の選挙区の人口が696,345人、5選挙区の人口が696,344人であり、選挙区間の人口較差は1人である。</p>	J(2) 99
甲 39	(欠番)		
甲 40	君塚正臣横浜国立大学教授 / 「判例の拘束力」 / 横浜法学会第24巻第1号91, 96頁 / 写し	<p>同教授が、 「先例拘束力とは、法の支配や平等などの要請をもって、当該判決が後のまさに当該裁判所を拘束することに意味がある以上、原理的に最上級審と下級審とで議論を区別するべきではない。⁶¹⁾」（強調 引用者）（91頁）</p> <p>「当然、判例変更には適切な理由が必要である¹²⁴⁾。法律の改正に審議と民主的多数決が必要であるように、司法的判断の変更には、司法に相応しい十分の理由の提示が必要</p>	J(2) 33, 45-46

		<p>である。芦部信喜は、時の経過により事情が変更した、経験の教えに照らして調節が必要となった、先例の誤りが極めて明確となったなどの理由を挙げる¹²⁵⁾。佐藤幸治は、前の判決が間違っており、判例変更は、正義の諸目的からその変更が要求されることがほぼ合理的な疑いを超えて納得できる場合に限るべきだとする¹²⁶⁾。」(強調 引用者) (96頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 41</p>	<p>高橋一修法政大学教授 ／「先例拘束性と憲法判例の変更」芦部信喜編『講座憲法訴訟 第3巻』173～176頁／有斐閣、1987／写し</p>	<p>同教授が、 「英米法においても、先例法理の内容は、簡単には①上級審は自らの先例に拘束される、②下級審は上級審の先例に拘束されると説明される⁽⁷⁾が、②は①を前提として初めて意味をもつのであるから、先例拘束性の核心は前者にあると考えるべきである。このことを意識することは、樋口教授が指摘するごとく、「先例法理を最上級審自身が少なくともなんらかの形で意識してきた社会では、下級審が先例法理に敬意を払いつつもその射程を限定することによって当該事件の適切妥当な判断を導き出す、というゆき方のもちうる積極的意味が理解されやすいのに対し、自分自身ははじめからどんな意味でも先例に拘束されない、という前提から出発するところでは、そのような理解は求めがたくなる⁽⁸⁾」という傾向を「抑止する課題」にとり組むためにも必要と思われる。」(強調 引用者) (142頁)</p> <p>「二 憲法判例変更の条件 (1) 「憲法判例は変更可能であり、変更するかどうかは基本的には裁判所の裁量に属すると解されるが、裁量権の限界が問題となる⁽⁶⁾。」その限界として、一般的に「国民の権利・利益を拡大する方向での判例変更は……比較的ゆるやかに考えてよい」「国民の基本的人権を縮減する方向での判例変更は、裁判所かぎりでは人権を奪うに等しいものであるから、原則として許されない」(ただし、いずれも「一義的に判断しえない」とする見解がある⁽⁷⁾。この見解は、具体的にどのような判例変更を考えているのか明らかでないが⁽⁸⁾、民事事件では、一方当事者の権利の拡大は、他方の権利の縮減になりうるから「一義的に判断しえない場合も多い」と同様、刑事事件においても処罰の拡大は市民の安全・福祉の確保のためという面をもつこともあり⁽⁹⁾、これも一義的には判断しえないであろう。平等権、福祉受給権の縮減といった方向での判例変更が、その「許されない」具体例とも考えられるが、右のような考慮は、次項の「判例の遡及効」との関連でもう少し具体的に検討されるべき問題と思われる⁽¹⁰⁾。 (2) 判例変更には説得力ある理由が示されなければならないことは、ほとんど異論はないであろう。芦部信喜教授は、先の伊藤教授の所説に賛成しつつも、「ただ、その根拠は、……議会によって最高裁の憲法判決を訂正することが実際には不可能だということに存するのだから、この論拠が民主憲法の下で正当性をもちうるためには、最高裁が憲法に内在する基本的な諸価値を適用する公平な決</p>	<p>J(2) 33, 39-43</p>

		<p>定機関であるというイメージを維持するわく組みの中で活動することが要請される。ところが、憲法判例の変更には、……最高裁の『権威の究極的根拠であるところの客観性と公平性への一般の信頼』を失わせる危険性が……つねに存在する。そこで、先例を変更する判決は、それを真に必要とする理由を分に明らかにしなければならない⁽¹¹⁾。」と述べている。そこで、その「理由」とは何か。芦部教授によれば、「①時の経過により事情が変更したという理由、②経験の教えに照らして調節が必要だという理由、③先例の誤りがきわめて明確であるという理由」などが考えられる。最高裁が判例変更をするのは自由であるが、しかし「右のような判例変更の条件に適切な配慮を怠ったり、また、もっぱら裁判官の交替が原因で判例が変更されたと考えられるような場合には、その判例変更は『不当』といわなければならない。判例変更にも、少なくともかような限界がある⁽¹²⁾。」と芦部教授は指摘する。</p> <p>(3) 右の「不当な判例変更」としては、先に触れた昭和44年の全司法仙台事件大法廷判決をわずか4年後に覆した48年の全農林警職法事件大法廷判決⁽¹³⁾があげられる。この時最高裁は、公務員の争議行為とそのあおり行為を禁ずる国公法の規定に「合憲限定解釈」を加えた44年判決を「全面合憲」に立場を変えたのであるが、事件の被告人らの行為は、旧判例の法準則によっても有罪とされうるものであったから、とくに判例変更をする必要性もなかったのである。また、裁判官の交替による多数派のシフトによって、もたらされた判例変更であった。この判決の中で、田中二郎裁判官ら5裁判官の「意見」（但し、色川幸太郎判事も、5裁判官（裁判官田中二郎、同大隈健一郎、同関根小郷、同小川信雄、同坂本吉勝）の「所説にことごとく賛成である」と、その反対意見の中に記述する。引用者注）は、憲法判例の変更には、その必要性、相当性について、特段の吟味、検討、配慮が必要であるとして、その理由を次のように述べている。「けだし、憲法解釈の変更は、実質的には憲法自体の改正にも匹敵するものであるばかりでなく、最高裁判所の示す憲法解釈は、その性質上、その理由づけ自体がもつ説得力を通じて他の国家機関や国民一般の支持と承認を獲得することにより、はじめて権威ある判断としての拘束力と実効性をもちうるものであり、このような権威を保持し、憲法秩序の安定をはかるためには、憲法判例の変更は軽々にこれを行なうべきものではなく、……その内容において真に説得力ある理由と根拠とを示す用意を必要とするからである⁽¹⁴⁾。」</p> <p>このような考え方について、小嶋和司教授は、「最高裁の判示が『権威ある判断としての拘束力と実効性』をもつのは『理由づけ自体がもつ説得力』といった内容的根拠にもとづくのではないし、いわんや、それを『通じて他の国家機関や国民一般の支持と承認を獲得すること』を条件とするものではない。それは、最高裁が憲法上もつ地位・機能にもとづくもので、右の説示は、最高裁判例の法源性の否認とすらなっている⁽¹⁵⁾。」と、激しく批判する。しかし、この見解は、「拘束力と実効性」なる言葉をきわめて厳格に法的な意味に理解しているようであ</p>	
--	--	--	--

		<p>って、一般には、サイフも剣ももたない司法部の決定に人々が従う窮極的な根拠は、その説得力によって人々の支持と承認を勝ち取る力であると理解されているのではないだろうか。アメリカのコックス(Cox)教授（ハーバード大学法学部教授、ジョン・エフ・ケネディ政権下の訟務長官〈United States Solicitor General〉、ウォーターゲート事件の特別検察官。引用者注）も、その著書『最高裁判所の役割⁽¹⁶⁾』の中で次のように言う。</p> <p>「自由な社会において法の最も重要な特質は、社会からの承認と支持を獲得する力であり……私はこの特質を『正当性の力 (power of legitimacy)』と呼ぶ。……」「司法府は、憲法裁判に従事するとき、他に類がないほどこの正当性の力に依拠する。……判決は強力な利益をくじき、争点は最も深い政治的感情をゆりおこす。……そのような場合、判決に従うことは、裁判所が自らに課された役割を正当に遂行しており、その役割が維持されることは重要なのだという信念からもたらされるのである⁽¹⁷⁾。」</p> <p>「憲法判断を、先例その他の一般に承認された法源に係づけることのできる原則によって真摯に、理論的に説明できることは、法律家の伝統によれば、最高裁が承認と支持を集める力の本質的な主要要素である。司法的決定の場合に、その正当性の力は、判断に働いた主要な影響力が個人的命令ではなく、裁判官も訴訟当事者もともに拘束する原則であり、しかも、今日だけでなく昨日・明日の人々すべてにひとしく適用される原則である、という認識によるところが大きいと考えられる⁽¹⁸⁾。」と。このような考えは、先の5裁判官の意見あるいは芦部教授の考えと、どれほどの隔たりがあるのでしょうか。従って、判例変更のためにも、この「正当性の力」を獲得するに足る説得力ある理由が示されなければならないというべきである。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 42	<p>中野次雄前早稲田大学客員教授・元大阪高等裁判所長官／中野次雄編『判例とその読み方』8頁／有斐閣、1991年／写し</p>	<p>同教授が、「一回だけの判断でも判例である」と記述すること、等。</p>	J(2) 33
甲 43	<p>佐藤幸治京都大学名誉教授／佐藤幸治京都大学名誉教授編『現代国家と司法権』354頁／有斐閣、1988年／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「判例は制定法そのものではないから立法者でなければ変更できないというのではなく、裁判所は十分の理由のある場合には判例を変更できると解すべきである。（略）</p> <p>実際の経験と正義（空間的平等）の観念に照らし先例に従うか否かは裁判所の裁量に属するとはいっても法的安定性の犠牲の上に成り立つ以上、基本的には、裁判所として、「前の判決が間違っ</p>	J(2) 33, 35, 61-62

		<p>らその変更が要求されることをほぼ合理的疑いを超えて」(傍点筆者) 納得できる場合に限る⁽¹⁸⁾と解すべきであろう」(強調 引用者) (同書 354 頁)</p> <p>「このようにみえてくると、政治部門が是正措置を講じないままに事態が推移した場合、裁判所としては、「より積極的な何らかの措置」をとらなければならない立場に立たされることになるのではないか、ということになる。それでは、そのような「措置」としてどのようなものが考えられうるか。思いつくままに言えば、①訴訟が提起された選挙区の選挙を無効とする方法、②選挙全体を無効とする方法、③選挙を差し止める方法、④裁判所自ら定数表を作成する方法、等が一応考えられえよう。」(強調 引用者) (同書 294～295 頁)</p> <p>「②の方法や④の方法にこのような複雑かつ困難な問題があるとするならば、裁判所としては、公職選挙法 204 条の訴訟で、選挙は無効とはしないが、定数配分規定は将来に向けて全体として違憲無効であると宣言し、配分規定を改正しないままに選挙が行われようとした場合、選挙差止めの請求があればそれに応えて③の方法を用いるという覚悟を決め、その趣旨を何らかの形で明らかにすることもありうるかもしれない。その場合、国会として法改正のできない事情があれば、結局、参議院の緊急集会において暫定的な法改正を行いそれにより総選挙を施行するということにならざるをえない。」(強調 引用者) (同書 296 頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 44</p>	<p>向井久了帝京大学教授 ／「155 判例の法源性」338 頁／ジュリスト増刊 有斐閣、2008 年／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「判例の法源性(先例拘束性)を問題とする場合、「判例」および「法源」の意義について触れておく必要がある。判例は、必ずしも明確に定義されているわけではないが、①個別の判決例の意味、②反覆された同旨の判決の意味(「例」のうちに反覆性の意味をこめるものである)、③判決の基礎とされた一般法理の意味、④「念のため」に付加された「なお」書き判示などの意味で用いられている(芦部信喜『憲法講義ノート I』[1986] 62 頁参照)。先例拘束性の原理において問題となる「判例」は、主として裁判の準則との関係において問題とされるのであるから、③の意味での用法であり、反覆性は要件とされない。」(強調 引用者) (338 頁)</p> <p>「先例法理をとるアメリカにあっても最高裁判所の判例変更は当然視されている。 わが国で、最高裁判所の判例変更は、大法廷を開かなければならないことのほかは内容上は自由である。しかし、判例の拘束力の実質的根拠が、人々の権利・利益についての予見可能性、つまりひとたび判例が確立すると、将来もそれが維持されるとの予測の保障という点にある以上、判例の変更は、最高裁判所の全くの自由ではなく、その変更は、適正な配慮の下に行われるべきことは当然であろう。具体的には、①先例における法令の解釈が明らかに</p>	<p>J(2) 33, 47-48</p>

		<p>誤りである場合、②先例における解釈の維持を困難とする社会的・経済的等の諸条件が存在するにいたったとき、などの場合にはじめて判例を変更することになる。」(強調 引用者) (339頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 45	樋口陽一 東京大学名誉教授 / 「判例の拘束力・考」『日本国憲法の理論』佐藤功先生・古稀記念 692~693 頁 / 有斐閣、1986 / 写し	<p>同教授が、</p> <p>「その点は、<u>一方で英米につき、「裁判所が同旨の判決を繰り返した場合……に限って拘束力を認めるという考え方は、とらない。その点についての唯一の判決でも、判例としての尊重をうける」とされ⁽²⁷⁾</u>、他方でフランスでは、反対に、「個別の一箇の判決」の問題でなく「一連の諸判決」の問題が「判例」の問題なのだ、という区別が比較的はっきりと意識されている⁽²⁸⁾のとくらべて、大きなちがいである。」</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 34
甲 46	佐藤幸治 京都大学名誉教授 / 『憲法〔第三版〕』27、479 頁 / 青林書院、2003 年 / 写し	<p>同教授が、</p> <p>「そもそも判例が法源性を有するか否かについては議論の存するところであるが、既に示唆したように、憲法判例を含めて積極的に解さるべきであり(わが国の現行法上、憲法判例は、民事・刑事・行政の各具体的事件の解決に必要な限りにおいてなされる、憲法典に関する解釈にかかわる判例として成立する)、最高裁判所の憲法判決は先例拘束性をもつと解される。それは、日本国憲法の定める司法権がアメリカ流のものと解されるということのほか、基本的には同種の事件は同じように扱わなければならないという公正の観念によるものであり、日本国憲法の解釈論的にいえば、憲法 14 条の法の下の平等原則、32 条の裁判をうける権利(ここでの裁判は当然に公正な裁判の意でなければならない)、および憲法 31 条の定める罪刑法定主義に根拠する。但し、その場合、先例として拘束力をもつのは、憲法判決中の ratio decidendi の部分であって、法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである点が留意すべきである。」(強調 引用者)(同書 27 頁)</p> <p>「ただ、選挙権にかかわるものである以上、目的ないし手段の相当性が厳格に問われる必要があり、衆議院の場合については、一票が等しい価値をもつことから出発して、その通りにならない場合には、強い具体的な正当化理由が要求されると解される。」(強調 引用者)(同書 479 頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 29, 31, 34, 103, 108
甲 47	佐藤幸治 京都大学名誉教授 / 『憲法訴訟と司法権』286 頁 / 日本評論社、1984 年 / 写し	<p>同教授が、</p> <p>「その変更(すなわち、判例変更 引用者注)に際しては、先例に適正な配慮を払いつつもその変更を必要とする理由が示されなければならない」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 35
甲	毛利透 京大教授 「毛利	<p>同教授が、</p> <p>「平成二九年判決は、二か所の合区をも用いて最大較差</p>	J(2)

48	透・木下智史・小山剛・棟居快行『憲法訴訟の実践と理論』（毛利透執筆）判時 2408 号（2019 年）208～210 頁」／写し	<p>を約三倍にまで縮小した定数配分規定について、合憲との判断を示した。しかも、平成二一年判決などとは異なり、そもそも違憲状態にないと明確に判断している。平成二四年、二六年判決との相違としては、都道府県を単位とする選挙区制度をとること自体の合理性は否定されるべきものではないことが明言されている。この点につき、参議院の投票価値平等についての最高裁の態度が後退したのかどうか、議論の余地があるが、平成二九年判決も、当該制度の合理性は「投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて」のものであることをも明言している。また、同判決は直前二つの違憲状態判決の判示を要約しつつ、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難」いとしており、平成二四年判決で渡ったルビコン河を戻ろうという姿勢は示していない⁽³⁶⁾。</p> <p>これら違憲状態判決でも、「著しい不平等状態」や「相当期間」という、参議院独自の判断基準は維持されていたのであり、判例は最大較差五倍の恒常化は許さないといい姿勢を示しつつも、求める投票価値平等の内容については、参議院と衆議院の間の相違はやはり認めていたということになる。平成二九年判決は、参議院だからといって「直ちに」投票価値平等の要請が後退していいわけではないとの判示につづけて、二院制に関する「憲法の趣旨との調和」をも求めている。参議院にも衆議院と同様投票価値平等の要請は妥当するが、前者にはそれを薄めることを正当化する別の憲法上の事情がある。そうだとすると、もはや最大較差五倍は正当化できないのだが、衆議院と同等の平等が求められるわけでもない。違憲状態判決もこのような立場をとっていたと理解することは十分可能であろう。かつては、参議院への投票価値平等要求の説明においてこのような分節化はなされず、それが衆議院の場合より相対化されるという点のみが表面に出ていた。平成二四年判決以降は、参議院にもまずは衆議院と同じく投票価値平等の要求が妥当するというのが出発点であり、それは二院制の観点から相対化されうるが、それにも限度があると枠組みが明示されたということになる。具体的な較差の合憲性判断において、この出発点の重みが効いたのが、平成二四、二六年判決だったといえるのではないか。</p> <p>二 平成二九年判決以後の課題</p> <p>では、最高裁は、この相対化は最大較差三倍程度まで許されるという立場をとったといえるのか。この点は、平成二九年判決が違憲状態判決でないとしても、必ずしも明確ではない。判決（平成 29 年大法廷判決（参）引用者 注）は、最大較差の数値とともに、国会が合区という「これまでにない手法」をとり、判例の「趣旨に沿って較差の是正を図った」こと、そして、平成二七年改正法が附則で選挙制度の抜本の見直しについて「必ず結論を得る旨を定め」、較差の「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」を示していることなどの事情を考慮している。つまり、違憲状態か否かの判断において、国会の努力が評価の対象となっているのである。</p>	141
----	--	---	-----

		<p>既述のとおり、衆議院では、較差是正に向けた国会の取組は、「合理的期間」論の場面で考慮されてきた。参議院についての平成二一年判決では、国会の（選挙後まで含む）取組が合憲判断を導く要素として考慮されていたが、これは後の判決の説明によれば、違憲状態と違憲との区別を意図的にあいまいにした叙述の仕方であった。これに対し、平成二九年判決は、違憲状態か否かの判断の段階で、国会の較差是正に向けた取組の「方向性」や「決意」を判断材料にするという態度を明確に示したことになる⁽³⁷⁾。</p> <p>どうして、違憲状態か否かの判断の段階で国会の努力を考慮要素に入れたのか。最高裁は、最大較差約三倍なら合憲とするという立場をとったわけではないと言いたいのであろう。参議院についての最高裁の立場の厳格化をもたらしたのも、最大較差五倍という数値そのものというより、その「常態化」であった⁽³⁸⁾。平成二九年判決の立場からしても、<u>今後、国会が自らの約束を反故にし、現行の都道府県を単位とする選挙区制度に、ごく一部の合区以外には手直しを加えず、最大較差三倍程度が「常態化」するようなことになれば、それが違憲状態と判断される余地は十分あることになる。</u></p> <p>ただし、このように<u>違憲状態判断の段階</u>ですでに国会の取組が評価されるとなると、違憲状態と違憲の区別は必然的にあいまいになる。また、私が平成二一年判決から読み取った「客観的な較差指標の憲法判断全体における意義低下」が確定的に生じることになる。<u>このような判断枠組み</u>でよいのか、<u>疑問も生じる</u>ところである。</p> <p>最高裁は、衆議院の場合と同様、どの程度の最大較差が許されるのかについて自身の立場を明確には示さないという姿勢をとっている。特に参議院については、明確な線引きは非常に困難な作業だということは理解できる。だが、最高裁が国会に較差是正の継続的な努力を求め一方で、憲法上求められるゴールを示そうとしないという点は、やはり問題となる。参議院の場合には、国会が自ら示した基準もないし、最高裁の立場も衆議院についてよりもさらに不明確であるから、この問題性は一層大きい。」(強調 引用者)</p> <p>「⁽³⁸⁾ 櫻井・前掲注(26) 518-20 頁参照。」</p> <p>と記述される、等。</p>	
甲 49	塩野宏／『行政法Ⅱ』 〔第5版補訂版〕200 ～201頁／有斐閣 2013年／写し	<p>同教授が、</p> <p>「 違法判断の基準時 (1) 意義</p> <p>取消訴訟の訴訟物は当該処分⁽¹⁾の違法性であるが、その違法をどの時点で判断すべきかという問題がある。すなわち、処分の時とその処分に対する取消訴訟の判決の時との間には常に時間的経過があることから、その間に事実関係の変更、法令の改廃が行われることがあり、その場合にいずれの時を基準にして違法性を判断すべきかという問題が生ずるのであって、これを違法判断の基準時の問題という。</p>	J(2) 25-26

		<p>(略)</p> <p>(2) 判例・学説の動向</p> <p>最高裁判所は原則として処分時説をとっている（最判昭和 27.1.25 民集 6 卷 1 号 22 頁、行政判例百選Ⅱ 204 事件、最判昭和 28.10.30 行裁例集 4 卷 10 号 2316 頁。後者は、「裁判所が行政処分を取り消すのは、行政処分が違法であることを確認してその効力を失わせるのであって、弁論終結時において、裁判所が行政庁の立場に立って、いかなる処分が正当であるかを判断するのではない」としている）。取消訴訟は行政処分の事後審査であるという基本的立場から、処分時説を支持するのが学説の大勢である（原田・要論 397 頁。行政事件訴訟法の立案関係者もこの立場に立っていると解される。参照、杉本・解説 105 頁以下。なお参照、南編・注釈 299 頁〔山内敏彦〕）。これに対して判決時説をとる学説もある。これは、取消訴訟の本質が行政庁の第一次判断を媒介として生じた違法状態を排除するものであるという立場（田中・行政法上巻 348 頁）、抗告訴訟においては行政行為の法規に対する適合の有無が判断の対象となるので、その場合の法規は判決時の法規が原則となる（雄川・行政争訟法 219 頁以下）とする立場である。</p> <p>しかし、両説ともそれぞれ例外を認める。判決時説においても、訴訟の目的が一定時期における処分の違法性の判断である場合（選挙又は当選の効力に関する訴訟）、直接第三者の権利利益に関係のある場合（競願にかかる許可処分の取消訴訟）、処分の効果が処分時に完了する場合などは処分時によるものとされている。また処分時説においても、瑕疵の治癒の法理を認めるので、その限りでは処分時説が厳格に貫かれているわけではない。」（強調引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 50	<p>毛利透京大教授／「判批 公職選挙法 14 条、別表第 3 の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」と題する論文／民商法雑誌 142 卷 4・5 号（2010 年）462 頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「また、平成 18 年判決も本判決も、選挙時の投票価値較差の合憲性判断の一要素として、選挙後の国会の取り組みを含めている。これは非常に奇妙な理由づけである。後からは是正の努力をしたからといって、選挙時の較差が正当化されるわけではないはずであろう⁽⁶⁾。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 86, 141
甲 51	<p>尾形健同志社大学教授／「衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法 13 条 1 項、別表第 1 の合憲性」と題する論文／判例時報 2433 号</p>	<p>同論文が、</p> <p>「しかし、<u>前記枠組み①の審査</u>は、本来、当該選挙における区割り等の憲法的要請との適合性に焦点が当てられるべきものであって、それは基本的には、<u>国会の主観的「努力」というより客観的な評価に服すべきもの</u>のはずである。従来判例にあたっては、「投票価値の平等」の要請の内実が憲法的要請として明確に位置付けられておらず⁽¹³⁾、「投票価値の平等」の要請は、「選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準」では</p>	J(2) 87, 105, 157-158

	<p>(判例評論 734 号) 167 頁／写し</p>	<p>ないとされ (【判旨】(1))、「一定の制度を選択した立法者にとっての自己拘束の原理」としての意味しかないのではないかと評されてきた⁽¹⁴⁾。前記枠組み①の段階でも国会の主観的「努力」が評価される方向へと歩みを進めていることは、この種の「自己拘束」が立法者自身の「努力」次第で緩和されうることを許容し、最終的に、「投票価値の平等」の要請が空転しうることとも意味するように思われる。</p> <p>この点で、「投票価値の平等」の要請を憲法的要請として明示的に位置付けることの重要性は、改めて銘記されるべきものであろう (本判決の鬼丸裁判官・山本裁判官反対意見 [1290 頁・1295～1296 頁参照])⁽¹⁵⁾。そして、宮崎裁判官の意見が指摘するように (1284～1285 頁)、「投票価値の平等」の要請に反する状態か否かは、「選挙時点という断面」における選挙権の「質」を問うものである。<u>この点からいえば、「実際に適用された選挙区割りにまだ反映されていない法律」の存在を考慮することはできないというべきである⁽¹⁶⁾。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 52</p>	<p>武田芳樹山梨学院大学教授／「0 増 5 減の改正を経た衆議院小選挙区選出議員の選挙区割規定の合憲性」と題する論文／新・判例解説 法学セミナー19 号 22 頁／2016／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「<u>選挙後に国会が較差是正のためにに行っている努力まで違憲審査の考慮要素とする手法については、「投票価値較差の合憲性を立法者の努力に大きく依存させるやり方の憲法解釈としての妥当性」を問題にする見解⁴⁾がある。選挙後に行われたいかなる取組も、選挙当時、現実に存在した較差の縮小には何ら寄与するはずがない。</u>また、国会が較差是正に向けた取組を続ける姿勢を示すだけで、違憲判断を免れるのだとすれば、国会の真摯な対応を促すことは難しいだろう。」(下線 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	<p>J(2) 89, 175</p>
<p>甲 53</p>	<p>東川浩二金沢大学教授／「アダムズ方式の導入と衆議院議員小選挙区選挙の区割りの合憲性」と題する論文／新・判例解説 watch 憲法 No.1 法セ Vol.25 (2019.10) 日本評論社／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「最高裁のいうように、平成 32 年以降アダムズ方式が実施されれば、1 人別枠方式の影響が完全に解消されたとしても、<u>その較差解消の効果は、将来に向かって現れてくるものである。</u>言い換えれば、較差解消に効果があるとされるアダムズ方式を、<u>なぜ直ちに全面实施しなかったのか</u>ということは<u>合憲性の審査で問われるべきである。</u></p> <p>この点につき、最高裁は、実施延期の理由を「選挙制度の安定性を確保する」ためとしている。選挙制度の安定性自体は、行政区画の尊重であるとか、民意の的確な反映とか、これまで合憲的に考慮することができるとされてきた事項の一部であろう。しかし、<u>本件のように、既に違憲状態判決が積み重なっている状況においては、そのような選挙区割りを安定的に維持することが、立法裁量に含まれるのかは疑わしい。</u>いわんや、かつての選挙区割りを維持することが何らかの党派の利益によるものであれば、そのような実施延期は許されない⁶⁾。加えて、<u>実施延期のため、未だ実現されていない較差解消</u></p>	<p>J(2) 88, 104, 167-168</p>

		<p>の効果をもって、平成 29 年実施の本件選挙の有権者が被った投票価値の減少の問題が解決されるとも考えられない⁷⁾。したがって、未だ実施されていないアダムズ方式の採用をもって本件選挙区割りを合憲というのであれば、ここでも、将来に実現される利益が、現在の投票価値の平等という憲法的権利を上回ることを、最高裁は示すべきであった⁸⁾。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 54	<p>斎藤一久名古屋大学准教授／「衆議院小選挙区選出議員の選挙区規定の合憲性」と題する論文／新・判例解説 Watch「憲法 No.8 (法セ vol.23 2018.10) (日本評論社) 42 頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「 さらに 2011 年最高裁大法廷判決の「立法裁量の過程統制の手法を貫けば、たとえ投票価値の較差が 2 倍未満であっても、裁量過程が不適切であるとして憲法の要求に反する状態と判断される可能性がある」⁸⁾との指摘がなされており、いわゆる立法裁量の判断過程統制の手法によって、「当然考慮に入れるべき事項を考慮に入れず、又は考慮すべきではない事項を考慮し、又はさほど重要視すべきではない事項に過大な比重を置いた判断がなされていないか」が審査されるべきであるという主張もある⁹⁾。本判決も、最高裁大法廷判決の趣旨は較差が 2 倍未満だからといって国会の広範な裁量に属するわけではないという前提の下、とりわけアダムズ方式による再配分の延期理由という考慮すべきではない事項を考慮しているか、またはこのような「さしたる意味を持たない」事項に過大な比重を置いて判断しているとして、違憲状態との結論に至ったと考えられる。</p> <p>三 1 人別枠方式の影響の残存</p> <p>本判決は、2016 (平成 28) 年及び 2017 (平成 29) 年改正によって、「正に本件各大法廷判決が促していた投票価値の較差を縮小する制度の見直しを実現しようとしたもの」と評価し、1 人別枠方式から完全に脱却していると捉えている。また合憲と判断した多くの高裁判決も、2016 年及び 2017 年改正によって、1 人別枠方式の影響は残存していないと判断している¹⁰⁾。</p> <p><u>しかし 1 人別枠方式の影響が残存していないと判断した理由として、合憲と判断した多くの高裁は最大較差が 2 倍未満となったことを挙げているのに対して、本判決はアダムズ方式による再配分を挙げており、本判決ではその延期により、それが実施されるまでは「1 人別枠方式の構造上の問題点は解消されていなかったといわざるを得ない」としている。</u></p> <p><u>本判決でも指摘するように、本件選挙時の最大較差 1.979 が 2 倍をほんの僅かしか下回ったに過ぎない以上、単純に 2 倍未満となったことで、1 人別枠方式の影響が残存していないと判断されるべきではなく、またアダムズ方式による再配分の延期も立法裁量として簡単に片づけられるべきではない。」(強調 引用者)</u></p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 88, 104, 166-167
甲 55	<p>高作正博関西大学教授／「最新判例批評 公職選挙法 14 条、別表</p>	<p>同論文が、</p> <p>「 第二に、国会の裁量判断が相当であったかについて、立法過程に立ち入って判断が為されている点である。選挙制度の仕組み自体の見直しには相応の時間を要し、</p>	J(2) 26, 70,

	<p>第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」と題する論文／判例時報 2265号（判例評論 680号）136頁／写し</p>	<p>諸々の手続や作業が必要であるが、本件では、①基準日から本件選挙までの期間は「約九か月にとどまる」こと、②「改革の方向性に係る各党派等の意見は区々に分かれて集約されない状況にあったこと」、③基準日から本件選挙までの間に平成二四年改正が成立し、本件選挙後も検討が行われてきていることから、「国会の裁量権の限界を超えるものということとはできない」と判断された。制度の見直しに要する協議・調整・時間等を重視し、平成二四年大法廷判決後の対応を「高く評価されるべき」（千葉勝美裁判官の補足意見参照）とする態度は、「憲法秩序の下における司法権と立法権との関係」からは適切なものと映るのかもしれない。しかし、<u>検討さえ続けていけば、暫定的措置と抜本的改革の先送りを繰り返すものであっても違憲とは評価されないこととなり、格差是正は実現され得ない。制度の仕組み自体の見直しが必要とされなければ、国会の裁量権を超えるものと解すべきであろう（大橋正春裁判官の反対意見）。</u>また、本判決で、「本件選挙後」の検討が合理的期間を経過していない事情として考慮されている点にも違和感が残る。選挙時点での違憲性を検討すべき判断において、選挙後の事情を考慮すべきではなかったのではないか。千葉勝美裁判官の補足意見は、国会における「較差是正の姿勢」の裏付けとなる「間接的な事情として参酌される」と指摘する。取消訴訟における違法判断の基準時については処分時説が判例・多数説である（高田敏編『新版行政法』（有斐閣、二〇〇九年）二九四頁参照）ことと比較すると、投票価値の平等を後退させるほどに重視すべき用途とは考えられない。</p> <p>四 本判決後に引き継がれる課題</p> <p>本判決（平成26年大法廷判決（参）引用者注）は、選挙制度の仕組み自体の見直しを強く求める判断を示した（【判旨】④）。千葉勝美裁判官の補足意見が指摘するように、これは、「単なる注意喚起ではなく」、国会に対して「憲法上の責務を合理的期間内に果たすべきことを求めたもの」であり、違憲状態の指摘から合理的期間内での是正義務へと踏み込んだものといえる。これは、次回の選挙の際に格差是正が為されない場合に、さらに一步踏み込む予示として理解されうる。また、違憲とした後の選挙の有効性については、事情判決の法理の再検討が不可欠となる。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	<p>87, 115, 158-159</p>
<p>甲 56</p>	<p>工藤達朗中央大学教授／『判例批評 公職選挙法 14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性』と題する論文／民商法雑誌 [2018] 522～524</p>	<p>同論文は、平成29年判決の判断枠組みにつき、「そうであれば、本判決（平成29年大法廷判決（参）引用者注）の判断枠組みが問題になる。というのは、平成26年判決は、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか、といった判断の枠組みを前提とした審査を行ってきたという。このような段階的な判断枠組みは衆議院議員選挙の場合と共通</p>	<p>J(2) 86, 148-150</p>

	<p>頁／写し</p>	<p>である。この判断枠組みでは、①の段階で較差が違憲状態であるか否かを客観的に判断し、違憲状態と判断された場合に、②の段階で是正に向けての国会の取り組みを考慮に入れて、裁量権の限界を超えているかを審査することになる。<u>ところが本判決は、①の段階で国会の決意表明や選挙後の取り組みを違憲状態か否かの考慮要素としている。①と②の審査が相対化している²¹⁾。これは判断枠組みの変更のようにも思われる。</u>ただし、定数不均衡の判断枠組みは衆議院議員選挙と参議院議員選挙でもともと異なっており、平成 26 年判決がはじめて衆議院議員選挙の枠組みを取り入れたとの指摘もある²²⁾。それによれば、本判決はもとの判断枠組みに回帰したにすぎないことになろう。</p> <p>また、<u>判決は合憲・違憲の客観的基準（較差指標）を示さない。そして本判決は①と②の区別をも相対化した全体的な総合判断となっている。</u>このような判決手法が国会との「対話」を通じて是正を進める上で有効だと判断によるのかもしれないが、裁判所という国家機関の性格を考えると<u>疑問の余地がないわけではない²³⁾。</u>」（強調引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 57</p>	<p>工藤達朗中央大学教授 ／「衆議院議員選挙と 投票価値の平等」と題 する論文／判時 2383 号 132、135 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「<u>私自身は、合理的期間論には疑問があり、違憲状態であれば違憲判決を下すべきだと考えるが、違憲と無効を切り離した違憲宣言（違憲確認）判決は、平等や社会権に関する判決手法として有用だと考えている。</u>」（135 頁）</p> <p>「さらに、このような原告の論理では、直接民主制こそが「本来の」「真の」民主制で、代表民主制はいわば「次善の策」として採用されたものにすぎないことになる。現在の通説がどのように考えているかはよくわからない。だが、直接民主制の代替物（次善の策）として代表民主制を採用するのであれば、命令委任が認められなければならない。そうでなければ、主権者である国民の意思と代表者の意思が乖離してしまうからである。しかし、国会議員は全国民の代表であるとする憲法 43 条は、自由委任の原則（命令委任の禁止）を定めたとするのが最高裁の一貫した判例であり、通説である。自由委任の原則が認められる限り、完全な人口比例原則に基づいて国会議員が選出されても、国民の多数意見と国会議員の多数意見が異なる可能性がある。逆にいえば、もし両者の意見が常に一致するのであれば、選挙以外に国民の意思を問うこと（例えば、憲法改正国民投票）は不要であろう。</p> <p>原告が投票価値の平等の根拠として憲法 14 条 1 項をあげない理由としては、緩やかな基準で区別の合理性が広く認められ、立法裁量を限定できないというのだろう⁽⁴⁾。客観的法原則としての人口比例原則を根拠にすれば、投票価値が完全に同一であると主張しやすいというのはわからないではない。昭和 51 年判決も、「選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視される」とか、「憲</p>	<p>J(2) 17, 111, 150</p>

		<p>法 14 条 1 項に定める法の下での平等は、選挙に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するもの」と述べていたが、実際のところごく最近まで選挙権に関して厳格度が増していたようには見えなかったからである。ただし、最近の最高裁判決を見ると、憲法 14 条 1 項を根拠としてより厳格な審査を行う可能性も残されているように思われる⁶⁾。」(132 頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 58	<p>齊藤愛千葉大教授／「平成 28 年参議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文／法学教室 2018/3 号 No.450／50 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「参議院の議員定数不均衡に関して、最高裁は、これまで、昭和 58 年 4 月 27 日大法廷判決（民集 37 卷 3 号 345 頁，以下「昭和 58 年判決」）以来、①人口の異動が「当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ」、かつ、②「それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが……複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立って行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮しても、その許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至る」との判断基準を採用してきた¹⁾。これは、衆議院の定数問題で昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決（民集 30 卷 3 号 223 頁，以下「昭和 51 年判決」）において示された二段階の判断基準と基本的に同様のものと考えられる。本判決では、上記①について「投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等にあったものとはいえない」とされたため、②については明確には示されていない。しかしながら、本判決において、①を判断する際に、国会が平成 26 年判決を受けて較差是正に向けて抜本的な改革に着手してきたことや、また、今後も投票価値の是正に向けてさらなる検討を続けていくという方向性を示していることなどの要素が加味されており、そのような意味で、①と②の区別は相対的なものになっているように思われる。」（強調 引用者）（同書 46～47 頁）</p> <p>「選挙権という権利の平等という点に鑑みれば、1対1を基本原則とすべきであろう。」（強調 引用者）（同書 50 頁）</p> <p>と記述すること、等。</p>	<p>J(2) 87, 104, 160-161</p>
甲 59	<p>佐々木雅寿北海道大学教授／「衆議院「投票価値の較差」判例の転換点」と題する論文／論究ジュリスト 29 号 36 頁／2019 春／写し</p>	<p>① 同論文は、 「違憲審査の基準時は問題となる選挙時と解されるが、「選挙後の事情」を考慮することは、これまでは合理的期間の審査を合憲判断に導く要素として作用してきた。」（強調 引用者）（同書 41 頁）</p> <p>と記述すること。</p> <p>② 更に、平成 30 年大法廷判決（衆）について、 「衆議院議員選挙における投票価値の較差に関しては、これまで最高裁と国会との間に継続的対話が行わ</p>	<p>J(2) 87, 159-160</p>

		<p>れてきた²¹⁾。この点、平成 27 年判決の千葉補足意見は、投票価値の較差の更なる縮小に向けた司法部と立法府との「緊張感を伴う相互作用が行われている」、両者の間で「いわば実効性のあるキャッチボールが続いている状況」にあり、「司法部としては、選挙を無効とする等の対応を採るのではなく、この相互作用が早期に実りある成果を生むようにしっかりと見守っていくことが求められる」と説示する。</p> <p>筆者は「建設的な対話を実現するためには最高裁のより踏み込んだ違憲判断が不可欠」と考え²²⁾、<u>また最高裁の見守る姿勢に批判的な評価もある²³⁾。</u>」(強調 引用者)(同書 42 頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 60	<p>原田一明立教大学教授 ／「衆議院定数不均衡 大法院判決」「最高裁 平成 30 年 12 月 19 日 大法院判決」と題する 論文／法学教室 Apr. 2019 (有斐閣) 131 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「しかし、立法内容の憲法適合性審査に際して、国会の努力という主観的要素に重きをおいて裁量権の当否を判断することが果して妥当なのか、まずは、選挙区間の人口較差が国民の権利を侵害しないとする理由が厳しく問われるべきとの批判は本件多数意見に対しても妥当するように思われる(泉・後掲 174-175 頁、林裁判官の意見、鬼丸裁判官の反対意見も参照)。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 87, 114, 154
甲 61	<p>棟居快行専修大学教授 ／「平成 28 年参議院 選挙と「一票の較差」 と題する論文／ジュ リスト 1518 号(有斐 閣) 9 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「—— 判旨 —— 上告棄却。 (i) 都道府県を単位とすることについて「平成 24 年大法院判決及び平成 26 年大法院判決は、……都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。」 (ii) 平成 27 年改正による合区の導入について「この改正は、……これまででない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、……平成 24 年大法院判決及び平成 26 年大法院判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる。また、平成 27 年改正法は、その附則において、次の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、……再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものということができる。」 (iii) 本件不均衡は違憲状態とはいえない 「以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成 27 年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。」 (略) —— 解説 —— (略) 平成 26 年判決は、従来の枠組みのうち、①違憲の問</p>	J(2) 86, 152-153

		<p>題が生じる程度の較差の著しい不平等が存在する場合であっても、②選挙までには是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えるかをさらに判断する、という二段構えの②の段階を実際には主眼として、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」を持ち出していた。その結果、「国会における是正の実現に向けた取組」が、直近の司法判断（これは要するに一つ前の選挙についての最高裁大法廷判決において出された注文のことである）を踏まえた裁量権行使として相当とみなしうるかという一点に、裁量統制のポイントが絞られることになる。これはすなわち、一つ前の選挙についての最高裁の注文を今回の選挙までに国会がどう誠実にこなそうとしたかを②で判断するということであり、最高裁の誘導に乗って進んでいるかぎり、②で裁量権の逸脱をいわれる心配は国会としても抱く必要はない。平成 26 年判決が描いた「司法権と立法権との関係」は、かくして司法が度重なる大法廷判決を通じて立法を誘導しながら制度を漸進させるものであった。</p> <p>3 本判決の意義</p> <p>以上の判例の展開、ならびに 1 対 3 という最大較差への減少という前提条件から素直に予想しえた判決の内容は、本判決自身よりもむしろ違憲状態判決を下した前出の一審東京高裁判決の方であろう（なお平成 28 年選挙に対する各地の高裁判決計 16 件は、本件一審判決などの違憲状態判決 10 件と、本件最高裁判決と同様の合憲判決 6 件に分かれていた）。1 対 3 にまで較差が改善されたのは、この間の最高裁判決によるところが大きく、国会の自発的な是正努力によるとはいい難かったので、違憲状態判決で今後の努力を担保しておくことが今回の判決にも要請されたところであった。ところが本判決は、<u>平成 26 年判決の枠組みであればそこを主眼にしたであろう②の段階ではなく、その手前の①の段階で、違憲状態でさえないとして合憲の結論を下した。</u>たしかに最大較差が 1 対 3 にとどまる点を見れば、「著しい不平等」を否定することも可能であろう。しかしながら、判旨 (ii) で述べているように、本判決は平成 27 年改正法の附則が平成 31 年選挙までの「選挙制度の抜本的な見直し」を予定していることなども考慮に入れているのであるから、むしろ②の段階において合憲(違憲状態であるものの立法裁量の逸脱はない)という判断を下すほうが、筋が通るはずである。論旨の順番としても、判旨(ii)で立法裁量を論じたのちに判旨(iii)で違憲状態でなかったとするのは逆転している。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 62	山本真敬新潟大学准教授／『投票価値較差訴訟の諸論点』と題する論文／法律時報 91 巻 5 号 13 頁／2019／写し	同論文が、 「もっとも、 違憲状態か否かの判断で立法者の努力を評価する場合 、違憲状態の有無の段階では憲法と法律の規範内容の抵触を審査し 合理的期間論で立法者の努力を審査する という従来の枠組みに比して、「 違憲の主観化 」の程度がより大きい。 <u>すなわち、憲法の投票価値の平等という規範内容と公選法の区割という規範内容との抵触を確認し、かつ合理的期間内の立法者の努力が存在しないときに違</u>	J(2) 89, 174

		<p>憲とする従来の枠組みでは、規範内容間抵触が憲法と法律の各実体内容だけから判断されるステップが一応存在する。これに対し、違憲状態の判断において<u>立法者の努力</u>を評価する場合、規範内容間抵触の有無の判断に<u>立法者の努力</u>という変数を混入することで憲法および法律の各実体内容の意味が直ちに<u>相対化</u>されることになる。そのことの問題性をどう考えるべきかが改めて問われる¹⁶⁾。」(強調引用者)(同書15頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 63	<p>多田一路立命館大学教授／「参議院議員選挙における一部合区後の定数配分規定の合憲性」と題する論文／新・判例解説 watch 憲法 No.4(2018.4)(日本評論社) 22～23 頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「本判決は、高知・徳島と、鳥取・島根がそれぞれ一つの選挙区とされた公職選挙法改正後初めて出された最高裁の判断である。</p> <p>また、これまで参議院議員選挙における一票の格差の問題についても、衆議院と同様に、選挙当時における投票価値の不均衡が、<u>⑦違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったか否か</u>、という審査と、<u>④それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えるか</u>、という審査によって、憲法判断がなされてきた。本判決もこの判断枠組みを踏襲しつつ、<u>⑦の審査において、投票価値の不均衡が「違憲状態」にはない</u>、として、結局合憲判断を下したものである。</p> <p>(略)</p> <p>結局、本判決における都道府県単位の選挙区制度の評価は、投票価値の最大較差がどれほど改善されたかに関わっている。このような脈絡で、投票価値の最大較差が約3倍となった2015年改正が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあるか否かが問題となるのである。本判決は、一部の合区を行った2015年改正について、「これまででない手法を導入して行われた」とし、その結果「数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差」が<u>約3倍にまで縮小した</u>ことを、2012年判決と2014年判決の趣旨に沿った是正である、として高く評価した。そのうえで、2015年改正法の附則7条で、次回の通常選挙に向けて選挙制度の<u>抜本的な見直し</u>について引き続き検討を行い、必ず結論を得る、と定めていたことから、これを<u>更なる較差の是正を指向するものとした</u>。本判決は、<u>おおむねこの2点を、違憲状態にない</u>、との判断の根拠にしている²⁾。</p> <p>上記2点のうちの後者は、<u>国会の将来的対応の問題であって、前記一の④に関わるのではないか</u>、との疑いが生じる。木内意見は、違憲状態としつつ、「選挙制度の抜本的な見直しの実行の着手」がなされており、かつ「次回の選挙までに選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得るとする国会の対応」があるから、なお国会の裁量の範囲内である、という判断を④の枠組みでしており、<u>こちらの方が理解しやすい</u>³⁾。」(強調引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	<p>J(2) 88, 164-165</p>
甲 64	<p>泉徳治元最高裁判事／泉徳治執筆「最高裁</p>	<p>同書籍が、</p> <p>「最高裁は、国会議員定数是正訴訟において、定数配分または選挙区割りにつき国会に大幅な裁量を認めつつ</p>	<p>J(2) 89,</p>

の 1	の「総合的衡量による 合理性判断枠組み」の 問題点」／石川健治ら 編『憲法訴訟の十字 路』（弘文堂 2019 年） 375 頁／写し	も、5 回続けて違憲状態判決を出していた ⁽¹⁰⁾ 。しかし、 最大判平成 29 年 9 月 27 日民集 71 卷 7 号 1139 頁、最大判平成 30 年 12 月 19 日民集 72 卷 6 号 1240 頁 に至り、 従来の違憲状態・違憲・無効の三段階の判断枠組みをも曖昧にした上、国会の裁量幅をさらに拡大して、最大格差が約 3 倍（参議院）または約 2 倍（衆議院）の選挙を合憲と判断した。 <u>これで、国会は、憲法の要請する一人一票に向けた動きを停止させるであろう。</u> 」（強調 引用者） と記述すること、等。	177
甲 64 の 2	泉徳治 元最高裁判事 ／泉徳治、渡辺康行、山 元一、新村とわ『一步前 へ出る司法 泉徳治最 高裁判事に聞く』（日本 評論社 2017 年）186 頁 ／写し	同書籍が、 「泉 選出の方法はそれぞれで異なった方がいいと 思います。一方は全国区、もう一方は選挙区にする など、二院制でそれぞれ特色が出るような形にする 方が望ましいと思います。投票価値の方は、 両議院 とも一人一票 であるべきだと思います。」 と記述すること、等。	J(2) 89, 178
甲 65	渋谷秀樹 立教大学教 授／『憲法（第 2 版）』 （有斐閣 2013 年）219 頁／写し	同教授が、 「(ii) 参議院議員の場合 （略） この判決（昭 58 年最大判 引用者 注）は、「事実上 都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味 したからといって、これによって選出された議員が全国 民の代表であるという性格と矛盾抵触することになる ものということもできない」とするが、都道府県の代表、 すなわち特定地域の代表の機能と全国の代表、すなわち 全体の代表という性格を整合的に説明する論理は存在 しない。国会議員が「全国民を代表する」と憲法が定め る（43 条 1 項）以上、 参議院議員も、可能な限り 1 対 1 に近づけるべきである。 」（強調 引用者） と記述すること、等。	J(2) 86, 103, 151
甲 66	辻村みよ子 ／『憲法 〔第 5 版〕』330 頁／ 日本評論社 2016 年／ 写し	同教授が、 「 さらに、原則はあくまでも、 1 対 1 であることから、 衆院選の場合と同様 、技術的に人口比例原則を徹底し うる場合には、たとえ 1 対 2 以内でも違憲性を認めう るような厳格な基準を設定することに、憲法理論上妥 当性があると考えられる（「百選Ⅱ 340 頁〔辻村執筆〕 参照）。」（強調 引用者） と記述すること、等。	J(2) 86, 103, 151
甲 67	君塚正臣 横浜国立大 学教授／「参政権の制 約と司法審査基準・合 憲性判断テスト」と題 する論文／横浜法学 25 卷 1 号（2016 年 9 月）87 頁／写し	同論文が、 「 このほか、確かに、参議院が憲法の定めにより半数 改選であることは、衆議院とは異なる事情であり、そ の特殊性として認めざるを得ない面もある ²⁶²⁾ 。しか し、各選挙区の定数が偶数であることは憲法上の要請 でもなく ²⁶³⁾ 、このことを理由に最高裁が衆議院の倍 の較差まで許容してきたように見える ²⁶⁴⁾ ことは疑問 である。ある選挙区の定数が「3」と「4」を繰り返 し、別の選挙区が「5」と「4」を繰り返すような調 整も、平等の前には可能である ²⁶⁵⁾ 。 そう考えると、選挙区における議員定数不均衡を正	J(2) 87, 156-157

		<p>当化できる参議院の「特殊性」はほぼ消滅する²⁶⁷⁾。また、「歴史的遠隔、都市と農村との関係、経済、社会その他の要因」、「衆議院、参議院のそれぞれの在り方」などを考え出すと、「何が合理的な差別かを判断することは困難」²⁶⁸⁾になるばかりである。原則に戻り、衆議院より定数が少なく、かつ、選挙毎の定数で言えばそのまた半分になることを除き、一人区をやめれば、寧ろ調整は容易な筈である。既に都道府県を単位として構成することは崩壊しているのであって、抜本的な制度改正に基づく定数是正こそが憲法の要請であろう。それ以前に、衆議院と同じであるとすれば、なぜ最大較差2倍まで許容できるのかが疑問である²⁶⁸⁾。原点に戻り、1対1原則以外の指針はないものと考えるべきである²⁶⁹⁾。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 68	<p>長尾一紘中央大学教授 ／『日本国憲法〔第3版〕』(世界思想社1998年)170頁／写し</p>	<p>同教授が、 「(3) 投票価値の不平等の限界基準については、学説の多くは最大較差1対2を基準とするが、ここでいう1対2の数字には根拠がない。<u>法技術上可能なかぎり1対1に近くなければならない</u>とすべきである。 もっとも法技術上の問題は少なくなく、実質的には両者の間に大きな相違はないものと思われる。</p> <p>最高裁判例においては、投票価値の不平等の限界基準は、立法府が形成した選挙制度の「仕組み」によって決定されるのであり、直接憲法によって確定されるのではないとされる。</p> <p>最高裁は、このような観点から、参議院議員定数については最大格差1対5.26を違憲とはいえないとしながら(最大判昭和58・4・27)、衆議院議員定数については最大格差1対3.94を「違憲状態」にあるとした(最大判昭和58・11・7、⇒〔877〕)。」(強調 引用者)。</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 87, 103, 161-162
甲 69	<p>和田進神戸大学教授／ 「議員定数配分の不均衡」と題する論文／ ジュリスト増刊2008 (憲法の争点)(有斐閣)185頁／写し</p>	<p>同教授が、 「 IV 投票価値の平等とは 1976年判決は投票価値の平等を「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力における平等」と説明しているが、投票結果の価値の平等について語る場合、「個々の投票の選挙に対する影響の平等(投票の力の平等)」と「選挙人の意思の議会への比例的代表(代表の平等)」の2つのレベルがあることに注意される必要がある(芦部信喜「憲法訴訟の現代的展開」〔1981〕312頁)。定数訴訟で問題にされているのは「投票の力の平等」のレベルの問題であるが、現実に投票された個々の投票の価値が平等であることを要求しているものでもない。現実に投票された個々の投票の選挙結果に及ぼす影響力は、立候補者の数や質、投票率などの各種要因によって影響されるからである。ここで問題にされている「平等」は、「『選挙の結果に及ぼす影響力』そのものの平等というよりは、《選挙の結果に影響力を及ぼす可能性》の平等として、理解されるべきである」(樋口陽一『司法の積極性と消極性』〔1978〕122～123頁)。すなわち投票価値の</p>	J(2) 88, 103, 162-163

		<p>平等とは、選挙権の平等原則たる「1人1票の原則 (one man, one vote)」を単に数のレベルの形式的平等性にとどめるのではなく、具体的選挙制度における投票価値の可能性の平等を要求するものである。それは端的には端的には人口比例原則として表明されるのである（厳密には有権者数に比例するものと考えられるべきであるが、この論点は省略する）。<u>したがって、理論的原則的には格差は1対1が要請されることになる。</u>」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 70	<p>長谷部恭男 東京大学教授（当時）／『憲法 第7版』／新世社、2018年／写し</p>	<p>①同書は、「主権」を「国政のあり方を最終的に決定する力」と定義する。（13頁）</p> <p>②同書は、「学説では、1対2を許容されうる最大較差とする説が有力に唱えられているが（芦部・憲法139頁）、その理論的根拠はさほど確かなものではない。むしろ、<u>1対1を基本原則</u>とした上で、どのような理由と必要に基づいてこの原則から乖離したかを、<u>政府の側に立証させる</u>ことで、その合憲性を審査すべきだと考えられる。政府が、議院定数の較差を正当化する十分な理由を示すことができない場合には、違憲とすべきであろう。」（強調 引用者）と記述する。（178頁）</p> <p>③ 同書は、判例の事実上の拘束力について議論すると、予測可能性の保障と法的安定性の要請から、判例は、裁判所（即ち、最高裁判所及び下級裁判所）を事実上拘束すると説く。（449～450頁）</p>	J(2) 11, 84, 103
甲 71	<p>南野森 九州大学教授／「1票の格差——司法と政治の索敵」と題する論文／法学教室 No.427 Apr. 2016（有斐閣）12～13頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「国会は、最高裁がこれまでのようにせいぜい違憲状態判決しか出さないだろう、あるいは違憲判決を出しても過去の2例のように事情判決の法理を用いて選挙無効には踏み込まないだろうと高をくくっているのかもしれない。そして最高裁は、国会や内閣と全面的に対決することは、たとえば裁判所に関する立法や予算の改変、あるいはひょっとすると最高裁判事の指名や任命（憲6条2項・79条1項）といった、憲法上政治部門に与えられている権力の「濫用」を引き起こすことになると懼れているのかもしれない。</p> <p>このような統治機構同士のいわば駆け引きにおいては、肝心の国民は蚊帳の外に置かれているかにも見える。たしかに、「一票の較差による被害を実感することは難しい」²⁸⁾し、「一票の較差に本気で憤っている一般の有権者に一人も会ったことが[ない]」²⁹⁾と言われても驚かない読者は多いだろう。しかし、「ひとりひとりの国民を『完全に同等視』して平等な存在として扱うべきだという、<u>理念的な意味があるので、その観点からして一人一票の原則が重要で基本的な憲法原則であることは譲れない</u>」³⁰⁾ことを忘れてはならないだろう。</p>	J(2) 68, 88, 105, 163

		<p>そのうえで、投票価値の平等という憲法原則をはたして誰が護持しようとしているのか、誰がそこからのりくりと逃げようとしているのかを、見極める必要がある。「憲法が政治部門に何を求めるのかを明らかにし、真に必要な場合には決然と対処すること」は違憲審査権限を有する裁判所の責務であって、「またそうした裁判所に対する世論の支持あってこそ成熟した立憲主義国家といえる」³¹⁾のである。」(強調 引用者)と記述すること、等。</p>	
甲 72	<p>中村良隆名古屋大学日本法教育センター特任講師／「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』」／日本評論社、2020年」Web 日本評論 https://www.web-nippo.jp/18405/／写し</p>	<p>同論文が、 「『統治論に基づく人口比例選挙』とは、憲法 56 条 2 項、1 条および前文 1 項第 1 文から、人口比例選挙（各選挙区に議席を割り当てるときに、人口に比例して行わなければならない）という憲法上の要件が導かれるとするものである。 すなわち、本書によれば「国民は、『両議院の議事』につき、『正当に選挙された国会における代表者を通じて』（同前文第 1 項第 1 文冒頭）、『出席議員の過半数（50%超）でこれを決』（同 56 条 2 項）すという方法（即ち、多数決）（換言すれば、間接的な多数決の決議方法）で、『主権』を行使する。・・・ 一方で、非『人口比例選挙』（即ち、一票の価値の較差のある選挙）では、【全人口の 50%が、衆参両院の各院の全議員の 50%を選出すること】が保障されない」ので、「【『主権』を有する国民】ではなく、【『主権』を有する国民の代表者に過ぎない国会議員】が、『主権』（即ち、国政のあり方を最終的に決定する権力）を有していることになり得る。」（3～4 頁） そして基準として、「一票の格差が 2 倍を超えているかどうか」ではなく、「全人口の 50%が衆参両院の各院の全議員の 50%を選出すること」ができるかどうかという点をメルクマールとして重視するのが特色である（5 頁）。このように、従前の訴訟で援用されてきた 14 条 1 項や 15 条 1 項、44 条ただし書（著者の語法では「人権論」）に依拠しておらず、14 条 1 項等に基づく従来の議論を「決め手を欠く、匙加減論」と批判している（1 頁）。 (略) 選挙権は、単なる人権でなく、「国民としての仕事」、公務としての性質があることについては、学会の多数が賛同している（二元説）⁵。<u>このように、選挙にはそもそも、人権としての側面と、立法部を構成するための手続（統治機構）としての側面がある。「投票価値の平等（一票の格差）」と「議員定数不均衡問題」、「一人一票原則」と「人口比例選挙」という異なる言い方も人権と統治の 2 つの視点を示しているように思われる。</u> したがって、<u>14 条 1 項がなくとも、56 条 2 項+1 条+前文 1 項から一人一票原則が導けるということを示したのは、様々な条文が連なって立憲主義と民主主義を支えている「憲法の重層的構造」を例証したものと</u>いえる。現に、議員及び選挙人資格の平等を定める 44 条ただし書は「第 2 章 国民の権利及び義務」ではなく「第 3 章 国会」の中にあり、14 条 1 項と「統治論」とを結びつ</p>	J(2) 89, 105, 172-174

		<p>けている条文であるといえるのではないか。</p> <p><u>このように、オリジナリティーあふれる著者の見解を憲法の重層的構造の一例の発見として評価することができる</u>とすると、「<u>14条等に基づく人権論</u>」が悪者であるかのように示唆するのは言い過ぎであろう⁶。悪いのはこれまでの最高裁の先例とそれに基づく誤った思考のはずである。投票価値の平等が憲法の「基本的な要求⁷」であると口にしながら、違憲・合憲を判断する際には、「以上のような事情を総合すれば・・・⁸」というマジック・ワードで人口要素と非人口要素を一緒くたにし⁹、いわゆる「合理的期間論¹⁰」によって、基準の問題と救済の問題を故意に混同させている最高裁の判例理論こそ、真の「匙加減論」の名にふさわしいものというべきである。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 73	<p>牧野力也筑波大学人文社会科学部研究科博士課程／「一票の較差の違憲審査基準に関する考察」と題する論文／筑波法政第 54 号 (2013) 70 頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「最高裁判所は、2011年3月23日に平成21年の衆院選に対して、さらに2012年10月17日には、平成22年の参院選に対して相次いで判決を下し、そのいずれにおいても、問題となった選挙の議員定数配分規定が投票価値の平等に反し、「違憲状態」であったと判示した。</p> <p>(略)</p> <p>投票価値の平等を形式的な平等と解し、平均的な投票価値の選挙権をすべての人が等しく享有することを憲法が要請しているという考え方に立つならば、投票価値の較差を1対1に近づける努力を継続して続けていかなければならない。」(強調 引用者) (70頁)</p> <p>「すなわち、投票価値が原則として1対1であることを前提に、立法裁量の余地を厳しく統制していくために、平均的な投票価値からの偏差によって投票価値を判断する方法は、全体的な投票価値の不均衡の状態を審査するのに適した基準であり、将来的に投票価値の較差を1対1に近づける努力が求められる今日では、投票価値の不平等を判断する司法審査基準として検討に値する基準であると考え。」(強調 引用者) (71頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 89, 105, 176
甲 74	<p>上脇博之神戸学院大学教授／「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とはしなかった 2006 年最高裁大法廷判決」と題する論文／法セ増刊 速報判例解説 Vol.19 (日本評論社 2007 年) 12 頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「そこで初心に戻ろう。立憲主義は国家権力に歯止めをかけ、選挙法は"実質的な意味での憲法"であるのだから、選挙制度を立法裁量とする憲法解釈論は厳しく批判されるべきだ。</p> <p>議員定数不均衡問題においては、衆院の場合に限らず参院の場合でも「投票価値の平等」は憲法上の絶対的要請であり、それ以外の要因(例えば都道府県を単位とする地域代表)は憲法上の要請とはいえない²²⁾から、1対1に限らず近いこと(較差2倍以上は文面上違憲で、2倍以内でもやむを得ない理由がない限り違憲)が要請される。</p> <p>投票前に1対1の平等でも投票率が35%対70%であれば較差2倍になってしまうので、投票前には人口でなく有権者数で比較し、投票時・後には投票者数で比較し、</p>	J(2) 88, 105, 170-171

		「投票価値の平等」が要請されると解すべきである ²³⁾ 。 議員定数不均衡が違憲か否かの判断は客観的になされるべきだから合理的期間論を持ち込むべきではないし、違憲の結論が出れば、衆参ともに比比例代表選出議員がいる以上、事情判決を用いずに選挙無効を判断しても混乱は生じないだろう ²⁴⁾ 。」 と記述すること、等。	
甲 75	(欠番)		
甲 76	高橋和之、伊藤眞、小早川光郎、熊見善久、山口厚／『法律学小辞典〔第5版〕』621頁／有斐閣／2016年／写し	同書は、「主権」を「国家の政治のあり方を最終的に決定する力の意（日本国憲法前文第1項・1条にいう主権）」と定義する。	J(2) 11
甲 77	金子宏・新堂幸司・平井宜雄／『法律学小辞典〔第3版〕』537頁／有斐閣／1999年／写し	同書は、「主権」を「国家の政治のあり方を最終的に決定する力の意」と定義する（537頁）。	J(2) 11
甲 78	編集代表 竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏／『新法律学辞典〔第3版〕』683頁／有斐閣／1990年／写し	同書は、「主権」とは、「国の政治のあり方を最終的に決定する権力」であると定義する（683頁）。	J(2) 11
甲 79	清宮四郎／『憲法I』93頁／有斐閣／1962年／写し	同書は、「主権」を「国政についての最高の決定権」と定義する（93頁）。	J(2) 11
甲 80	故芦部信喜（著者）・高橋和之（補訂者）／『憲法〔第7版〕』39頁／岩波書店／2016年／写し	① 同書は、「主権」を「国政についての最高の決定権」と定義する。（39頁） ② 同書は、「主権の概念」に含まれる「権力的契機」は、「具体的には、憲法改正を決定する（これこそ国の政治のあり方を最終的に決定することである）機能を言う」と記述する。（42頁） ③ 同書は、2倍説を維持し、人権論に基づいて、投票価値の最大較差は、「おおむね2対1以上」に開くことは、憲法の要請に反する旨記述する。（145頁）	J(2) 11
甲 81	(欠番)		

甲 82	(欠番)		
甲 83	(欠番)		
甲 84	<p>升永英俊 (弁護士) / 「人口比例選挙 (その3)」と題する論文/法学セミナー2019/05 no.772 59~60頁/日本評論社 2019/写し</p>	<p>同論稿は、</p> <p>「(2) 米国の米国連邦下院議員選挙につき、フロリダ State (但し、State は、日本では通常、州と和訳されているが、その正確な和訳は、米国連邦 (United States of America) を構成している 50 個の国の中の 1 個の国の意味である)、ペンシルバニア State、及びニューメキシコ State のいずれにおいても、議員 1 人当りの最大人口較差は、下記(7)~(ウ)のとおり、1 人又は 0 人である。即ち、これらの States での同選挙は、人口比例選挙 (1 人 1 票選挙) である。</p> <p>(7) フロリダ State は、全 27 個の小選挙区 (即ち、各小選挙区から議員 1 人を選出する) からなり、22 個の小選挙区の人口は、全て 696,345 人であり、残余の 5 個の小選挙区の人口は、全て、各 696,344 人である。即ち、その全 27 個の小選挙区の間の最大人口較差は、僅か 1 人 (1 人 = 696,345 人 - 696,344 人) である³⁵⁾。</p> <p>(イ) ペンシルバニア State は、全 19 小選挙区からなり、そのうち、議員 1 人当り人口の最小の小選挙区の人口は、646,371 人; 同最大の小選挙区のそれは、646,372 人。最大人口較差は、1 人 (1 人 = 646,372 人 - 646,371 人) である³⁶⁾。</p> <p>(ウ) ニューメキシコ State では、全 3 小選挙区からなり、全 3 小選挙区の夫々の人口は、全て 686,393 人であり、最大人口較差は、0 人 である³⁷⁾。」</p> <p>〔35) フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン (2014.8.7) https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Ristricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf〕</p> <p>〔36) 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁 (Vieth v. ペンシルベニア State 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)) は、2002 年 4 月 8 日、「Act 1 (法律 1 号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1 (法律 1 号) の憲法違反を解消するための改正法案 (a plan) を提出するために、3 週間を付与した。新しく立法された Act 34 (法律 34 号) では、<u>選挙区間の最大人口較差は、1 人である。</u>〕</p> <p>〔37) Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012 年 1 月 9 日、2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の定数 3 の全 3 小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差が<u>ゼロ</u>である案を支持した。〕</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 4, 19
甲	「諸外国における選	同書 5 頁は、「下院の選挙の見直し」の「アメリカ」	J(2)

85	<p>挙区割りの見直し」と題する論文／政治議会課（佐藤令）／国会図書館『調査と情報』第 782 号 2013.4.4／写し</p>	<p>の項につき、</p> <p>「(3) 許容される選挙区間の人口の格差 州内の選挙区間では可能な限り人口は同数でなければならない²⁵。すべての選挙区の人口が全く同数という州もある²⁶。また、過去には約 0.7%の最大格差が違憲と判断された例もある。」</p> <p>と記述すること、等。</p>	19
甲 86	(欠番)		
甲 87	<p>君塚正臣／「判例評論」判例時報 2296 号 150 頁／写し</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 103
甲 88	<p>安念潤司／「いわゆる定数訴訟について（二）」と題する論文／成蹊法学 25 号 88 頁（1987 年）／写し</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 103, 111-112
甲 89	<p>阪本昌成／『憲法理論Ⅱ』（成文堂、1993 年）292 頁／写し</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 103
甲 90	<p>浦部法穂／『憲法学教室〔第 3 版〕』（日本評論社、2016 年）551 頁／写し</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 103
甲 91	<p>戸松秀典／『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990 年）325・326 頁／写し</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 103
甲 92	<p>高見勝利／「最高裁平成 23 年 3 月 23 日大法院判決雑感」と題する論文／法曹時報 64 卷 10 号 2626 頁（2012 年）／写し</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 103
甲 93	<p>穴戸常寿／「世界の潮最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」と題する論文／</p>	<p>同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。</p>	J(2) 104

	世界 2011 年 6 月号(岩波書店) 24 頁／写し		
甲 94	升永英俊 ／『一人一票訴訟 上告理由書』(日本評論社、2015 年) 19 頁／写し	著者が、人口比例選挙説の立場であること。	J(2) 104
甲 95	升永英俊 執筆〈38～116 頁〉、 久保利英明 執筆〈6～9 頁〉、 伊藤真 執筆〈10～15 頁〉、／升永英俊、久保利英明、伊藤真、田上純『清き 0.6 票は許せない!』(現代人文社、2010 年) /写し	著者らが、人口比例選挙説の立場であること。	J(2) 104
甲 96	川岸令和 執筆、長谷部恭男編／『注釈日本国憲法(2)』(有斐閣、2017 年) 204 頁／写し	同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨の立場であること。	J(2) 104
甲 97	山本真敬 新潟大学准教授／「近時の「1 票の格差」訴訟最高裁判決と立法者の「努力」と題する論文／『法政理論 83 卷 3・4 号通巻 171 号』(2002 年 3 月) 64 頁／写し	同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。	J(2) 104
甲 98	蟻川恒正 東京大学教授(当時)、 棟居快行 大阪大学教授(当時)、他／「[座談会] 憲法 60 年—現状と展望」／ジュリスト No.1334 (2007.5.1) (有斐閣) /写し	同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。	J(2) 104
甲 99	小山剛 慶応大学教授／「平成 29 年衆議院議員選挙と「一票の格	同教授が、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。	J(2) 104

	差」と題する論文／ ジュリスト No.1544 (有斐閣) 17 頁／写し		
甲 100	井上典之 神戸大学教授／「定数訴訟における投票価値の平等と最高裁の役割」と題する論文／論究ジュリスト No. 29 (2019 Spring) (有斐閣) 194～195 頁／写し	同教授が、 「そして、「最高裁が『投票価値の平等』、『1 票の較差』という表現で意味しているのは、議員 1 人当たりの人口または選挙人数が選挙区間で平等であること、すなわち、いわゆる『 人口比例原則 』のこと」 ¹⁷⁾ であるとすれば、定数訴訟で問題とされているのは、投票価値の平等という選挙人の権利侵害の有無ではなく、むしろ国会によって裁量権の行使の結果として採用された選挙制度・区割基準の憲法適合性・適法性ではなかったのかという見方も可能になってくる。そこでは、定数訴訟が、もはや権利救済のための手段ではなく、その本来の形式である客観訴訟として選挙制度・区割基準の適法性審査のための訴訟に戻っているといえることになる。 そうだとすれば、定数訴訟も先祖がえりをして、むしろ事情判決の法理という公選法で否定されている判決手法に依拠するのではなく、 選挙無効判決の活用が検討¹⁸⁾される必要がある 。本件大法廷判決の 山本裁判官 の反対意見は、まさに投票価値の平等を「唯一かつ絶対的基準」として、その侵害に対しては無効判決の可否を論じている。もちろん無効判決を下すことは、投票価値の平等という選挙人の権利の救済という側面もある。しかし、元来、無効判決と再選挙との組合せで制度化されている選挙無効訴訟が定数訴訟として用いられている以上、定数訴訟も元々の選挙制度の適法性審査のための手段に戻すことを、司法権と立法権の関係における「対話」の一形式として検討することが必要になってきているのではないだろうか。」(強調 引用者)	J(2) 67, 104
甲 101	赤坂正浩 立教大学教授／「平成 25 年度重要判解 平成 24 年衆議院議員選挙と「1 票の較差」と題する論文／ジュリスト 1466 号 9 頁／有斐閣／写し	同教授が、 「 4 本判決の位置づけ 近年の最高裁判決は、1976 年判決の枠組みは維持しながら、2 倍以上の較差の是正に向けて国会の立法裁量権を制約する態度を強めてきた。 1 票の較差が民主主義の歪みを招く不公正 であることを考えると、この傾向は心強い。しかし、最高裁判決と、自分の当選や票田となる特定有権者の利害に重大な関心を寄せる政治家の間では、いまだに相当大きな意識のギャップが存在するように思われる。政治家の意識改革の観点からも、また 2011 年判決の延長線として見た場合にも、本判決(平成 25 年大法廷判決(衆)引用者 注)が後退の印象を与えることは否めない(高見勝利『政治のヤブ』からの退却)世界 2014 年 2 月号 128 頁以下)。学界では 選挙無効判決支持論も有力 だが(たとえば 長谷部恭男 「投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の帰結」法教 380 号 38 頁以下)、 本件は少なくとも違憲宣言判決(事情判決)があつて然るべきケースだったのではない だろうか。」(強調 引用者)	J(2) 70, 104

		と記述される、等。	
甲 102	原田一明 立教大学教授／「平成29年衆議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文／法学教室2018.6 No.453 137頁／写し	同教授は、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。	J(2) 105
甲 103	武田芳樹 山梨学院大学教授／「0増6減改正後の衆議院議員選挙定数不均衡」と題する論文／法学セミナー2019/06 No.773（日本評論社）116頁／写し	①同教授は、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨の立場であること。 ②同教授は、合理的期間論に否定的であること、等。	J(2) 105 119
甲 104	上田健介 近畿大学教授／「経済教室」日本経済新聞2017.6.5東京版14頁／写し	同教授は、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述していること、等。	J(2) 105
甲 105	今関源成 早稲田大学教授／「参院定数不均衡最高裁判決－最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」と題する論文／ジュリスト(0No.1272)2004.7.15 97頁(有斐閣)／写し	① 同教授は、『憲法はできる限り人口比例の選挙を要求している』旨記述している。 ② 同教授は、 「最高裁の76年判決の論理を一般化すれば、民主過程の基礎をなす基本的な権利が侵害されている場合には、裁判所は、現行法の枠にとどまることなく憲法的視点から法創造を行ってでも民主制を正常に機能させる前提の回復を図るべきであるということであろう。その論理からすれば、いまなお投票価値の不平等の是正が立法府の自律によっては実現されず、他にこれを実現する方が存在しないのであれば、投票価値の平等の実現に今一步踏み込んだ実体的判断を下し、 事情判決の法理を乗り越える方策 を工夫することは、裁判所の当然の職責であるということになるであろう。その意味で、 反対意見(平成16(2004)年大法廷判決(参)6判事の反対意見 〈福田博、梶谷玄、深澤武久、濱田邦夫、滝井繁男、泉徳治)引用者注)こそ76年判決の嫡流といえるものである。 国会の自浄作用に期待していれば、ますます政治システムは民主主義の論理から逸脱していき、同時に最高裁の権威も失墜してしまう。制度戦略としてみた場合にも、最高裁は、権力の視線のみ意識した制度防衛戦略が自己の国政上の地位を低下させるだけだという現実を直視し、裁判所に人権・権利侵害の救済を求める国民の声を梃子にして、「法原理機関」、 違憲審査機関 という自己のアイデンティティを再確認し、本来の権力チェッ	J(2) 76, 87, 105, 155

		<p>ク機関として積極的にその存在意義を打ち出す戦略に転じるべきであると思われる。そのためには違憲審査と民主主義が対立するという権力分立の消極的な理解を捨て、違憲審査の然るべき積極性こそが民主制を支えるという気概を持って、違憲審査が機能せず政治システムが民主性を喪失している状況を変えるべきである。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 106	<p>芦部信喜 東京大学名誉教授／「司法審査制の理念と機能」岩波講座・現代法3「現代の立法」313-14頁／岩波書店 1965年／写し</p>	<p>同教授が、 「憲法判例の変更にはアメリカでしばしば指摘され実際にも問題になったとおり、最高裁の「権威の究極の根拠であるところの客観性と公平性への一般の信頼」を失わせる危険が、多かれ少なかれ、つねに存在する。」</p> <p>と記述すること、等。</p>	—
甲 107	<p>芦部信喜 東京大学名誉教授／「合憲限定解釈と判例変更の限界」と題する論文／ジュリスト No.536 1973.6 53~54頁／写し</p>	<p>同教授が、 「二 憲法判例変更の条件 かつて私は、「憲法判例の拘束力は一般の判例のそれよりも弱く、裁判所の慣行として、判例変更が容易であると考えてもよい」という伊藤正己教授の『憲法判例の変更』と題する研究⁽¹⁾に展開された論旨に賛意を表しつつ、つぎのように述べたことがある⁽²⁾。 「ただ、その根拠は——憲法を『生きた憲法』としてとらえる立場から憲法典に現代的・具体的な意味を附与してゆかねばならぬ、ということのほか——右にふれたとおり、議会によって最高裁の憲法判決を訂正することが実際には不可能だということに存するのだから、この論拠が民主憲法の下で正当性をもちうるためには、最高裁が憲法に内在する基本的な諸価値を適用する公平な決定機関であるというイメージを維持する枠組みの中で活動することが要請される。ところが、憲法判例の変更には、アメリカでしばしば指摘され実際にも問題になったとおり、最高裁の「権威の究極の根拠であるところの客観性と公平性への一般の信頼」を失わせる危険性が、多かれ少なかれ、つねに存在する。そこで、先例を変更する判決は、それを真に必要とする理由を十分に明らかにしなければならない」と。 右の引用にいう先例変更を「真に必要とする理由」に関連して、私は、アメリカのイスラエル教授が、(1) 時の経過により事情が変更したという理由、(2) 「経験の教え」に照らして調節が必要だという理由、(3) 先例は誤りだという理由（先例を変更する新しい判決の論理の方が先例のそれよりもすぐれているという理由のほか、一般には、変更すべき判例がそれ以後の同じ問題または関連する事項についての判決と矛盾するという理由）等をあげ、裁判官の交替による判例変更が、いかに「最高裁に対する国民の尊敬を動揺させる」かを説いている点⁽³⁾が注目される旨付記したが、今回の全農林判決による判例変更には、それを正当化するに足る右のような条件を見出すことはむずかし</p>	J(2) 36-38

		<p>い。事情変更の条件は存在しないし、「経験の教訓」の条件はさきに触れたとおりに不明確であり、さらに先例の誤りがきわめて明確で判例変更を必要とし正当化する状況にあったとは考えられないからである。</p> <p>もちろん、最高裁は判例を変更する権利を有し、その権利を行使するか否かは裁量に属するので、厳密に法的な意味においては、多数決によっていかなる判例変更でも行なうことは可能である。「われわれ自身の権限行使に対する唯一の抑制は、われわれ自身の自製の分別である」⁽⁴⁾という有名な提言は、ここにも妥当する。しかし、そのことは、「不当な」判例変更とは何か、という問題の探求を不必要ならしめることを意味しないことは、いうまでもない。ブラウスタイン＝フィールドの共同執筆になる論稿『最高裁における破棄判決』は、「不当な判例変更として、(1) 最高裁が変更される判例を産んだ推論と分析に対して適正な考慮を払うことを怠った場合、(2) 最高裁が信頼をうることのできる基礎である法の統一性、安定性および安全性を特に意味するところの、「判例の一貫性に内在する価値」に対して適正な重要性を認めることを怠った場合、(3) 判例の変更がもつばら最高裁裁判官の交替に由来する、すなわち新メンバーが先例に反対であることが周知であったり、またはその見込みがあることを理由に任命されたような場合、の三つをあげている⁽⁵⁾。今回の全農林判決が、判例変更を正当化するに足る条件を充たしていないだけでなく、右に指摘したような不当な判例変更にすら当たるとみるべきか否かは議論の余地もあるが、従来の判例変更と対比してみると、その性格がかなり強いように私には思える。」 (強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 108</p>	<p>伊藤正己東京大学名誉教授・元最高裁判事／「判例の変更」と題する論文／公法研究第22号20～21頁／有斐閣、1960年／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「もとよりこのことは、憲法判例の判例たる価値を無意味にするものではない。判例が先例として事実上の拘束力をもち、のちにも従われるのは原則であって、それを変更することは例外である。かつてアメリカの裁判官があいついで判例が変更されるのを直視して、もはや判例が、単なる当日、当列車限り通用の汽車切符のごときものに墮したと皮肉ったが、もしそうなるときには、判例、ひいては違憲審査制への信頼が失なわれ、さらに憲法そのものへの尊敬が減退することになる。その意味では、かつてアメリカでみられたように、<u>最高裁判所の人的構成が変化することによって、時代の環境にさしたる差異がないにもかかわらず判例が変更されることは、さきの判決が明らかに不合理であるときを除いて、好ましいものとはいえないであろう。</u>たとえば有名な法定通貨事件（Legal Tender Cases）にみるように、違憲判決が、その判決の当日に指名された二人の裁判官の新任によって間もなく5対4でくつがえされたごときは、その結果の是非はしばらくおいて、法的安定をいちじるしく害するものといえるであろう。</p>	<p>J(2) 38-39</p>

		<p>かくして、わたくしは、憲法判例の変更が他の場合より容易であるとしても、そのためには変更を理由づけるだけの根拠——それは主として社会的背景の変化を論証するものであろう——が明らかに示されねばならないと考える。その意味で、有名な黒人の分離教育の違憲判決において、ウォーレンが、平等規定の解釈を示した判旨のうちに、かつての先例の当時の公立学校教育の実情、黒人教育の実態をふりかえりつつ、それを現状と比較したうえで、判例を変更した態度が注目されてよいであろう。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 109	<p>松井茂記大阪大学教授 ／「憲法判例の法源性・先例拘束性と憲法判例の変更」と題する論文／樋口陽一編『講座・憲法学第6巻権力の分立(2)』221頁／日本評論社、1995年／写し</p>	<p>同教授が、 「しかし、先例拘束性原理が認められる以上、先例の変更はまったくの自由だとは考えがたい。まず第一に、少なくとも先例拘束性原理が認められる以上、「その変更の際には、先例に適正な配慮を払いつつもなおその変更を必要とする理由が示されなければならない」と言うべきであろう⁽⁶⁹⁾。この点、既に判例に事実上の拘束力しか認めない通説でも、憲法判例の変更が例外的に、正当な理由がある場合に限り正当化されるとされてきていた。例えば芦部教授は、①「時の経過により事情が変更したという理由」、②「『経験の教え』に照らして調節が必要だという理由」、③「先例は誤りだという理由」を、判例変更を正当化する理由と示唆している⁽⁷⁰⁾。この点、先例拘束性を認める立場でも、佐藤幸治教授は、裁判所は「十分の理由のある場合」に判例を変更できるとし、基本的には、「前の判決が間違っとなされかつ正義の諸目的からその変更が要求されることをほぼ合理的疑いを越えて」納得できる場合に限ってのみ判例変更が正当化されるという⁽⁷¹⁾。」</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 43-44
甲 110	<p>浦部法穂神戸大学名誉教授／『憲法学6(統治機構の基本問題Ⅲ)』56～57頁／有斐閣、1977／写し</p>	<p>同教授が、 「憲法判例の変更 わが国における判例の拘束性は、かつてのイギリスにおけるように絶対変更を許さないというほどに厳格なものではなく、最高裁判所は、大法廷手続によれば、いつでも判例を変更することが可能である。このことは、憲法判例であれ他の判例であれ、異なるところはない。従来、憲法判例については、憲法の改正がその他の法令の改正より困難であるなどの理由から、他の判例よりも変更が容易なものと考えべきだ、とする見解がしばしばみられた。しかし、<u>判例の拘束性の要請の実質的根拠を、既述のように、人の権利・利益状況についての予見性の保障という点に見出すならば、憲法判例についてだけ、他と区別すべき理由はないであろう。問題は、判例変更のルールである。何らのルールなしに判例変更が可能であるとするならば、予見性の保障も、ほとんどなきに等しいものとならざるをえない。</u> この点は、先に述べたように、判例を変更する場合には予見性の保障を侵害するに足る十分な理由が必要とされる、と考えるべきである。その理由として考えられるものは、くり</p>	J(2) 44-45

		<p>返しをいとわずにいえば、①先の解釈が明らかに誤りであることを納得させるだけの理論づけ、②先の解釈の維持を困難とする社会的・経済的等の諸条件の存在についての論証、などである。ただ、憲法判例は、国民の基本的人権にかかわるものであるだけに、人権保障の観点よりする別の制約に服すべき場合がありうるであろう。たとえば、ある刑罰法規を違憲とする判例を変更する場合（同一の刑罰法規を合憲とする場合だけでなく、それと同じ事情のもとにある他の刑罰法規を合憲とする場合も含む）には、遡及的処罰禁止の原則による制約をまぬかれず、真に判例変更の必要がある場合にも、判例の不遡及的変更の手法が用いられなければならない。また、国民の基本的人権を縮減する方向での判例変更は、裁判所かぎりて人権を奪うに等しいものであるから、原則として許されないとすべきであろう。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 111	<p>青井未帆 学習院大学教授／「130 憲法判例の変更」と題する論文／ジュリスト増刊 288～289 頁／有斐閣、2008 年／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「この場合、判例変更とは解釈の変更に他ならないため、変更は法的に可能であり挙げて裁判官の裁量となる。この裁量の限界については、(1)拘束力の強さと(2)変更の妥当性という観点から論じられてきた。</p> <p>(1) 具体的には、憲法判例を通常の判例と区別するとして、憲法判例の拘束力の方が、①弱いと解する立場（伊藤・前掲 200 頁、佐藤・前掲憲法訴訟 287 頁）と②強いと解する立場（全農林警職法事件田中二郎裁判官らの意見）がある。学説の多数は①説に立つ。その主たる理由は、制定法解釈の変更は法律制定により可能だが、憲法解釈の変更は憲法改正に拠らねばならないという憲法判例の特殊性におかれる。</p> <p>(2) 先例の解釈に重大な誤りがある場合や、時代の変化、慎重な再検討により解釈の変更が確信された場合などが判例変更の条件として挙げられている（佐藤・前掲現代国家 370 頁、新正幸『憲法訴訟論』[2008] 685 頁。）」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 46
甲 112	<p>畑博行 広島大学名誉教授／「憲法判例の変更について」と題する論文／公法研究第 37 号 57～58 頁／有斐閣、1975 年／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「 基本的人権を永久不可侵の権利として保障し、統治機構面でも違憲立法審査制を採用しているわが国の憲法の下において、憲法判例は国民に憲法規範を具体的に示すという重要な機能を果している。国民はそれを拠り所として生活を営んでいるといっても過言ではない。しかるに、最高裁の打ち立てた判例が、のちの裁判所によって必ず従われるという保障のない単なる参考意見にすぎないとすれば、法的安定性の要請が充されないばかりか、罪刑法定主義が保障の目的の一つとしている予測可能性の保障もきわめて不十分なものにならざるを得ない。しかし、前述したように、罪刑法定主義、法の下での平等、公平な裁判等を保障した憲法規定を実質的に解すれば、最高裁の判例は、当然成文法という枠内ではあるが法源性を有し、のちの裁判所に対して拘束力をもつものでなければならない。もちろん、最高裁の憲法判例といえども絶対的に完璧というわけではなく、したがって、明らかに不合理な判例、正義に反する判例は変更されな</p>	J(2) 46

		<p>なければならない。その際、法的安定性、とりわけ、刑法の分野では、遡及処罰を禁じた罪刑法定主義との関わり合いが問題となる。これらの矛盾を解決する一方法として、判例の不遡及的変更のテクニックを用いることも検討に値いすると思う。さらに判例が、一步下って事実上のものにすぎないとした場合であっても、かりにも拘束力をもつとすれば、その変更は慎重でなければならないし、変更の理由、内容等は明確に示されなければならない。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 113	<p>篠原永明 甲南大学教授は、「平成 24 年衆議院議員選挙における選挙区割り規定の合憲性」法学論叢 175 巻 5 号(京都大学法学会) 125~126 頁/写し</p>	<p>同論文が、 「V おわりに 以上、選挙区割りの合憲性に係る判断に関する論点について、本判決の論旨を追いかけてきた。本判決は、較差の数的基準についての厳格な姿勢に加え、合理的期間の判断においても、「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否か」という判断基準を設定し、従来よりも踏み込んで国会の行為態様について口を出せる門戸を開いている。確かに、この総合考慮による立法者の行為態様の相当性判断の場へと変容した合理的期間の判断において、結局は違憲判決を避けるために、考慮要素を立法者の有利に、緩やかに評価するというのであれば、「後退」の謗りは免れないだろう。しかし、理屈の上では、この判断基準を厳格に運用するという可能性も否定できない。 結局のところ問題は、本判決に如実に表れているように、総合考慮における評価・判断の不明瞭さにある。かつては違憲状態か否かの判断基準が不明確であり「ブラックボックス」であると批判されていたところであり、見方によっては、最高裁は較差の基準を厳格化させた代わりに、新たな緩衝剤の必要から、「ブラックボックス」を次の段階、すなわち合理的期間の判断に移動させただけでも言いうる。この相当性判断を総合考慮という「ブラックボックス」に置いたままであれば、結局は、立法者の行為態様について基準が不明確なまま厳格に統制を行い、選挙制度の形成に係る国会の権限を実質的に奪うことになるか、あるいは、国会に対する法的な統制を離れ、単なる諮問機関に自らの地位を貶めるかのいずれかであろう。合理的期間の判断を、国会の行為態様の相当性を審査するものとして今後も運用するというのであれば、判断基準の精緻化がのぞまれる。それが無理なのであれば、自身が定式化した判断枠組みの正しさを、一から問い直してみるべきであろう。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 118
甲 114	<p>長谷部恭男 東京大学教授(当時) / 「投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の帰結」と題する論文/法学教</p>	<p>同教授が、 「現在問題となっている 1 人別枠方式とそれに基づく選挙区割りの場合、小選挙区制である以上、失われる議員も選挙区ごとに一人にとどまる¹³⁾。しかも、平成 23 年の大法院判決は 1 人別枠方式の廃止を含め速やかな是正が要請される点を明確に摘示している。是正に必要な合理的期間は十分にあったと言うべきで</p>	J(2) 58

	<p>室 No.380 2012年5月号 40～41頁／写し</p>	<p>あろう。それにもかかわらず是正がなされることもなく解散・総選挙が行われたとき、事情判決の法理をとることはかえって、国会が最高裁の判断を正面から無視し、それを最高裁が甘受するという憲法の到底所期しない結果を招くこととなる。また、1人別枠方式を廃止した後の選挙区割りの在り方についても、十分な準備作業を行う時間的余裕があったはずであり、選挙無効判決後に国会による早急な是正と再選挙を要求することも、さして酷とは言えない。<u>仮に公選法 33条の2第1項の要求する期間内での再選挙が困難であるとしても、期間の特例を定める立法措置をとることは可能であろう¹⁴⁾。</u></p> <p>最高裁が事情判決の法理をとることなく、選挙区ごとの選挙無効の判断を下す可能性は十分にあるし、従来の経緯からしても、それは大方の世論の納得するところでもあると思われる。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 115</p>	<p>藤田宙靖東北大学名誉教授・元最高裁判事／『一票の格差訴訟』に関する覚え書き」と題する論文／法の支配 171号 87～89頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「ところが周知のように、右の大法廷判決（平成 51 年大法廷判決（衆）引用者 注）は、それにも拘らず、無効判決をすることによって「公の利益に著しい障害」が生じるとの理由により、選挙の違法（区割り規定の違憲）は認めつつも、選挙無効を求める原告の請求を棄却した。周知のように、これは、行政事件訴訟法 31 条に定める「事情判決」の考え方（そこに含まれる「一般的な法の基本原則」）を引き合いに出すことによってなされたものである。では、先に見たような前提を踏まえるにも拘らず、何が「<u>公の利益に生じる著しい障害</u>」となるというのであろうか？</p> <p>右の大法廷判決（平成 51 年大法廷判決（衆）引用者注）は、この点に<u>にとどまった場合でも、もともとと同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で行われざるを得ないこととなる」という理由を挙げ、「このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、またその所期するところでもない」と説明している。</u></p> <p>(略)</p> <p>しかしそれよりも重要であるのは、今回の事態にあつては、公選法の改正自体は既に行われているということである。先に述べたように、国会は、平成 21 (マ) 年大法廷判決（平成 23 年大法廷判決か 引用者 注）の存在にも拘らず、同判決で「違憲状態」とされた区割り規定の改正がなされないままに解散し、今回の事件を惹起することになった。しかし、今回の事件で上記各高裁判決が出揃った後になって漸く、ともかくも、大法廷判決の趣旨に沿った（と称する）、いわゆる「0増5減」の法改正を行った。この法改正によって、右大法廷判決が指摘する憲法上の問題点が全てクリアされたか否</p>	<p>J(2) 62-64</p>

		<p>かについては、大いに議論があるところであるが、しかし少なくとも立法府は、最高裁の判断に従った公選法改正を行ったものと考えているのであるから、仮に最高裁が今回の事件について選挙無効判決を行ったとしても、(最高裁の考え方に従えば、違憲・違法な選挙によって成立した国会の手によるものであっても、この間の立法自体は無効とはならないのであるから)直ちに再選挙を行うに、何ら支障は無い筈である。つまり、<u>先に見た平成 51 年大法廷判決の指摘する問題点①は、今回の事件では、選挙無効判決をすることに対する決定的な支障とはならないのである。</u></p> <p>次に同判決が指摘する問題点②であるが、これは、要するに、同じく違憲な選挙によって選ばれた議員の中に、訴訟の対象とされた結果選挙が無効とされ資格を失う議員と、たまたま訴訟の対象とされなかったために資格を失わない者との違いが出ることは、「憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところでもない」という考え方である。</p> <p>(略)</p> <p>そうすると、<u>仮に全選挙区について選挙無効訴訟が提起された場合には、皮肉なことに、この点での障害は無くなってしまうことになる(同大法廷判決も、別の文脈で、結果的にこのような事態が生じ得ること認めている)から、その限りにおいて、もともと、上記②の理屈は、実質的に、およそ選挙の無効を認めないという決定的な理論的根拠とはなり難いのである。</u>現に、<u>過ぐる 7 月 21 日に行われた参議院選挙について、全国 47 都道府県選挙区につき、弁護士グループが選挙無効訴訟を提起した旨の新聞報道がなされている。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 116</p>	<p>浅野博宜神戸大学教授 ／「合理的期間論の可能性」と題する論文／『憲法理論とその展開 浦部法穂先生古稀記念』(信山社、2017 年) 180～186 頁 ／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「 <u>しかし、本稿は、合理的期間論を違憲警告として用いるのであれば、合理的期間を経過したと判断した場合は、公選法について無効判決を下すこととし(選挙については事情判決を行う)、そのような判断の効果として、判決以降は当該公選法によっては選挙を実施できなくなる(つまり、そのままでは次回選挙を実施できなくなる)と解することが、より目的に対して適格的ではないかと考える。</u></p> <p>これは、違憲警告という論理に素直な考え方である。違憲警告は、憲法に違反していれば無効が原則であるところを、国会自らが公選法を改正することが望ましいことを理由に、まずは違憲状態判決を行うというのであるから、国会がそれに従わないというのであれば、原則に帰って公選法を違憲無効と判断することになるはずである。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	<p>J(2) 66, 114</p>
<p>甲 117</p>	<p>山本真敬新潟大学准教授 ／(山本真敬執筆「第 2 章 終わらない事情</p>	<p>同教授が、</p> <p>「 冒頭にも述べたように、最高裁の多数意見は、違憲状態と違憲の間で国会との「対話」を続けているとき</p>	<p>J(2) 73</p>

	<p>——いつになれば無効になるのか？」と題する論文／大林啓吾ら編『憲法判例のエニグマ』185頁／成文堂、2018年／写し</p>	<p>れる。しかし、少数意見に目を転じてみると、かなり多様な意見が出始めていることが分かる。その中には、全部違憲・全部無効としたとしても、「憲法の所期するところに反する」事態は、小選挙区比例代表並立制（衆議院）の下では中選挙区制時代と異なり生じないことを示唆する見解や、全部違憲・一部無効を採る見解が登場し、特に後者を唱える裁判官が増加している。全部違憲・一部無効を唱える裁判官において、いかなる選挙区を無効とすべきかという議論が深化しつつあるとともに、無効とされた選挙により選出された議員の処遇も、議論が始まったところである。</p> <p>それゆえ、本章冒頭の問いに対しては、現段階では、最高裁の多数意見だけからは未だ答えることができない。しかし、将来、選挙の効力が問われる事態に至った場合には、これら少数意見が切り開きつつある論点が、最高裁多数意見にとって重要な検討材料を提供してくれるものと思われる³²⁾。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 118</p>	<p>芦部信喜東京大学教授 ／『人権と憲法訴訟』 263～265頁／有斐閣、 1994年／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「1 選挙無効判決</p> <p>新しい考え方の第一は、58年判決反対意見（団藤、中村）に示唆され、60年判決補足意見（補足4人〈寺田治郎、木下忠義、伊藤正己、矢口洪一〉）においてかなり詳しく論及されている選挙無効判決である。前者は純粹無効判決で、その具体的内容は必ずしも明らかでないが、後者は無効の効果を一定期間経過後に発生させる内容の判決（将来効的判決）も可能であるとするもので、ともに注目に値すると言うことができる。もっとも、異論も少なくない。その理由は次の二点にあるように思う⁽¹⁾。</p> <p>(1) 問題点——事情判決法理の捉え方</p> <p>① 第一は、事情判決法理をとった最初の判決（以下、一次訴訟という）が下されたにもかかわらず、国会が定数是正を行わず総選挙が施行され、新しく訴訟（以下、二次訴訟という）が提起された場合に、選挙無効判決を下すことができるとすれば、51年判決が事情判決法理を援用する論拠とした四つの理由（㊸選挙を無効としても憲法に適合する選挙が実現するためには公選法が改正されねばならない。㊹全国的に同じ訴訟が提起され選挙無効判決が下されると、定数規定が全体として当初から無効の場合とほぼ同じことになるから、すべての議員が議員としての資格を有しなかったという不当な結果を生む。㊺仮に一部選挙区のみが無効とされる場合でも、同じ違法の瑕疵を有する選挙について、あるものだけが無効とされ、他はそのまま有効として残る。㊻公選法の改正を含む衆議院の活動が選挙無効の選挙区からの議員を欠いたままの異常な状態の下で行われざるをえない。）は根拠が薄弱となり、少なくとも㊸の理由は妥当しなくなってしまうという批判である。</p> <p>たしかに、二次訴訟で純粹無効判決を下すことが可能だとする考え方は、結論的には、51年判決における岡</p>	<p>J(2) 58-61</p>

		<p>原等5裁判官反対意見（定数配分規定は不可分一体ではなく可分的であり、定数規定が違憲である以上は、公選法 205 条によって選挙の無効が争われた当該選挙区選挙は無効とすべきであるとする）と同じに帰着するから、そうだとすれば、初めの一次訴訟に事情判決法理を援用する理由として㊸の点をあげる理由は消滅するであろう（もし㊸の理由を重視するならば、二次訴訟では選挙無効判決は理論的にはできない、という考え方につき後述の㊸の㊸㊸の個所参照）。</p> <p>しかし、そのことは、判例理論からみれば、それほど基本的な問題点ではない。判例は、60 年判決が説いているように、事情判決法理の適用を、「違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察」して行う、という立場をとり、かなり広汎にわたる諸事情を考慮しなければならないと考えているからである。</p> <p>この立場は、事情判決法理の適用は「憲法上の諸利益の較量による一種の司法政策ともいうべきもの」である、という考え方と同趣旨と解されるが、そう解すれば、58 年判決団藤反対意見が述べているように、「選挙を無効とすることによって生じるであろう憲法上の不都合よりも、選挙権の平等の侵害という憲法上の不都合の方が上回るような事態が生じるにいたったときは、もはや選挙の違法を宣言するにとどめることなく、選挙無効の判決をしなければならなくなるのは、当然の理」ということになる（中村反対意見も同旨）。将来効的無効判決の可能性を明らかにした60 年判決の補足意見も、これと同じ立場を前提とした見解であることは明らかである。</p> <p>このような無効判決説をとった場合、選挙は無効とされても、公選法 34 条の再選挙の規定はそのまま適用されないと解することができるので（51 年判決岡原等反対意見参照）、その期日の確定を含めて国会が定数は正のための公選法改正を行った段階で、再選挙が施行されることになる。したがって純粹無効判決も、実質的には、将来効的無効判決とほぼ同じ効果をもつが、ただ、再選挙までの期限の指定がないため無効状態がかなり長期に及ぶ場合も考えられるし、その点はさておいても、当該選挙区からの議員を全く欠いたままで定数再配分の審議が行われるという、好ましからざる事態が不可避的に起こる。</p> <p>その点で、将来効的無効判決は、無効の効果を一定期間経過後に発生させるという内容の判決であるから、その時点をどこに設定するかという問題はありますが、その間の国会において、違憲の定数配分規定で選出された議員全員の参加のもとで公選法改正作業を行うことができるというメリットがある。」（強調 引用者）</p>	
--	--	--	--

		と記述すること、等。	
甲 119	野中俊彦 法政大学名誉教授／『憲法訴訟の原理と技術』（有斐閣、1995年）381～383頁／写し	<p>同教授が、</p> <p>「では昭和 60 年中に予想される最高裁判決はどのような方法をとるであろうか。大方の予想どおり違憲判断が下されるとしても、判決方法としてはやはり「事情判決」をとることになると思われる。</p> <p>（略）</p> <p>しかしこの憲法上の要求を無視して解散・総選挙が行われるという不幸な事態に立ち至った場合、それに関する選挙無効訴訟について最高裁はどのような判決を下すのが適切であろうか。</p> <p>昭和 58 年判決に付された反対意見（違憲・事情判決を下すべきだとする立場）のなかに、この点に関する二つの考え方が提示されている。その一つは横井意見の考え方であり、裁判所としては「事情判決」のくり返しで已むを得ない。裁判所としてはそれが限度であり、かつ「事情判決」のくり返しも決して無意義ではない、という考え方である⁽²⁶⁾。そしてもう一つは、団藤・中村意見にみられるような、究極的には選挙無効判決もありうるという考え方である。</p> <p>もはや十分な紙数がないので、この点に関する私見を簡単に述べておくにとどめたい。私見では、「事情判決」を無視した総選挙についてはあえて選挙無効判決を下すべきだと思われる。</p> <p>（略）</p> <p>そしてそれでもなおうまく行かない場合、最高裁はつぎの選挙の差止訴訟の認容と暫定案による選挙の執行を命ずるところまで踏み切ることができるのではなかろうか⁽²⁷⁾。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 74
甲 120	君塚正臣 横浜国立大学大学院教授／「事情判決の法理」と題する論文／横浜法学第 25 巻第 2 号（横浜法学会、2016 年）30～31 頁／写し	<p>同教授が、</p> <p>「事情判決を経ても是正がなされない場合は、裁判所は選挙無効判決に進むべきであるとの学説¹⁹⁹⁾は、事情判決の正当化事由と効果を踏まえれば、首肯できるものである。この意味でも、合理的期間論と機能の近い事情判決の法理を用いる「事情判決を経ても是正がなされない場合は、裁判所は選挙無効判決に進むべきであるとの学説¹⁹⁹⁾は、事情判決の正当化事由と効果を踏まえれば、首肯できるものである。この意味でも、合理的期間論と機能の近い事情判決の法理を用いる必要はなくなりつつある感が、強いのである。</p> <p>おわりに</p> <p>事情判決の法理は確かに、単に訴えを全面的に斥けることにせず、選挙権の違憲的侵害を宣言する意味を持っていた。裁判所が、具体的救済に無用の判断を行うことは「司法権」の作用として、一般的には疑問なものである。しかし、二重の基準論²⁰⁰⁾にいう重要な人権である精神的自由、参政権、憲法 14 条 1 項後段列举事由の差別のような場合には、積極的に憲法判断を行うべきである²⁰¹⁾。具体的救済が不可能であれば宣言的判決が是認されるが、まずは、手続法に瑕疵があればこれを補充的に解釈して重要な人</p>	J(2) 71

		<p>権の救済を行うなど、現行訴訟法制度に沿った形式でなされるべきことが要請される。それが、議員定数不均衡訴訟における事情判決の法理の活用だったと思われるのである。</p> <p>だが、そもそも、ここで事情判決を用いねばならないとされてきた「公の利益に生じる著しい障害」とは何か²⁰²⁾。もし、それが回避できるのであれば、事情判決の法理のようなものを解釈の展開によって捻出する必要はなかったであろう。選挙訴訟、選挙区割りの不可分性、違憲判決の遡及回避などの三位一体性が崩れれば、法治主義や司法権の作用の点で疑念のある事情判決の法理の活用に頼る必要はなくなるであろう。ところが、事情判決の法理は判決時点までの政治的決定を無効にすると混乱が多分に過ぎることを懸念したものであろうが、果たして選挙の一部もしくは全部を無効にしても問題がないとの判断があれば、原則に戻って違憲なものは無効であるから、この法理は無用の長物ということになる。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 121	<p>阿部泰隆神戸大学名誉教授／「議員定数配分規定違憲判決における訴訟法上の論点」と題する論文／ジュリスト 1976.7.15 (No.617) 60頁／有斐閣／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「右のねらいをもつ訴訟を選挙訴訟として認める以上、選挙訴訟制度もそのねらいにできるだけそうよう解釈すべきである。すなわち、現定数に基づく当選者が当選を失わないのは当然であり、ただ、公選法が改正されて、議員定数が増加された場合には、その増加分について補欠選挙をしなければならないという意味で、千葉一区の選挙は無効であると解される。もっとも、定数増加があれば、地盤が変わり、多数の強い候補者が出現することもあるから、現当選者が必ずしも当選したとはいえず、したがって、現議員の当選も無効とすべきだ、との見解もあるが、選挙では選挙人の意思をできるだけ尊重することを指導原理とするものであるから、少ない定数でも当選した者が定数が増加すると落選する可能性がある」と想定するのはおかしい。</p> <p>このような意味において、本大法廷判決では、岸裁判官の反対意見が最も妥当かつ常識的なものであって、筆者はこれに敬意を表する。かかるすぐれた見解が大法廷で単独説にとどまったのは残念である。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 75
甲 122	<p>宍戸常壽東京大学教授は／『一票の較差をめぐる「違憲審査のゲーム」』と題する論文／論究ジュリスト 2012春 48～49頁／有斐閣／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「しかし事情判決の手法は、国会の対応という主観面の評価に関わる点で、合理的期間論と重なり合うものである。本来は、客観的に較差を違憲と判断した上で、国会の事前・事後の較差是正への取組や最高裁判決の影響等は事情判決の適否で考慮するのが、明快な整理であろう¹⁶⁾。他方、事情判決が無視される事態を想定して、選挙全体を無効とする混乱を避けながらも国会により厳しい対応を迫るための方法が、最高裁内部でも検討されてきた。(1)定数配分規定の違憲性を選挙区ごとに可分なものと捉えた上で、違憲の選挙区のみを</p>	J(2) 64

		<p>無効とするもの（昭和 51 年判決の岡原昌男ほか 5 裁判官の反対意見。なお岸盛一裁判官反対意見も参照）、(2)将来効判決、すなわち「選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生するという内容の判決」（昭和 60 年判決の寺田治郎ほか 4 裁判官の補足意見）、(3)違憲宣言訴訟としての性格を純化させ、「議員定数配分規定を違憲であるが無効としない」もの（平成 5 年判決の園部意見）、(4)一部認容判決の形式で選挙を無効としないが「端的に主文で違憲確認をする方法」（平成 21 年判決の那須反対意見）等である。（略）</p> <p>従来の最高裁は、投票価値の平等について、国会に深い礼讓を払ってきた。しかるに憲法機関の礼讓（Verfassungsorgantreue）は当然「権力相互間の礼讓であるべき」にもかかわらず¹⁹⁾、国会の振舞いが最高裁のそれに十分見合うものでなかった。他方でこの「違憲審査のゲーム」の最終判定者は、最後の「憲法の番人」である国民にほかならない。昭和 51 年判決を変更しないまま発展してきた判例は、投票価値の平等、裁量統制のあり方、合理的期間論、事情判決のいずれから見ても、あまりにも難解で複雑なものとなっている。憲法が政治部門に何を求めるのかを明らかにし、真に必要な場合には決然と対処することは、独りわが最高裁だけでなく、およそ違憲審査に関わるすべての裁判所の責務であり、またそうした裁判所に対する世論の支持あってこそ成熟した立憲主義国家といえる。「司法審査の正統性」が真剣な理論的課題となるのは、こうした現実の背景があればこそであろう。投票価値の平等は、わが違憲審査制にとってこれまでもこれからも、最大の試金石であり続けるだろう。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 123	市川正人立命館大学教授／『基本講義 憲法』242 頁／新世社、2014 年／写し	<p>同教授が、</p> <p>「しかし、昭和 51 年判決は、選挙無効判決を下すことには問題があるとする（たとえば、①選挙無効の判決によって得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであって、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公職選挙法自体の改正にまたなければならないことには変わりはない、②公職選挙法の議員定数配分規定の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないことになる）。その上で、行政事件訴訟法 31 条 1 項が定めるいわゆる事情判決の手法を「一般的な法の基本原則」に基づくものであるとし、選挙無効の判決による不当な結果を回避するためとして、事情判決の手法を用い、選挙の効力を認めつつ、主文で当該選挙の違法を宣した。</p> <p>この事情判決は、選挙の効力を認めつつ、違憲を宣言することにより、国会が事情判決を受け自主的に議員定数不均衡の是正に着手することを期待す</p>	J(2) 72-73

		<p>るものである。それは、無効判決によって生ずる不都合・混乱を避けながら、訴訟の真の目的（議員定数不均衡の是正）を達成しうる賢明な方法と言えよう。しかし、<u>事情判決がなされても、国会がその期待に応じて是正を行うという保証はない。事情判決後も不均衡は是正されず、次の選挙が行われ、その選挙につき選挙訴訟が提起された場合には、裁判所は<u>選挙無効判決を下すべきであろう。</u></u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 124	<p>吉川和宏東海大学教授 ／「平成 22 年 7 月に施行された参議院選挙区選出議員選挙の選挙区間の 1 対 5.00 の投票価値の不平等が、違憲の問題が生じる程度に達しているとされた事例」と題する論文／判例時報 2187 号(判例評論 654 号) 152 頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「 三 最後に、本判決（平成 24 年大法廷判決（参引用者 注）に対する評価であるが、違憲状態の合憲基準の厳格化を推進したという点において本判決を支持したい。違憲警告にとどまったという点については、これまでの最高裁の態度から考えてもやむを得ないと評価せざるを得ないであろう。本判決は現行の選挙区制度に警告を発した平成二一年判決よりもさらに一步踏み込んで、「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改める」【判旨】⑥）ことにまで言及している。これは最近の最高裁の積極的な姿勢を表していると言えるが、同時に最高裁の悲鳴にも似た叫びのようにも聞こえる。いずれにせよ最高裁は国会に憲法の論理に即した選挙制度の構築を強く求めているが、その抜本的な制度改革の兆しは見られない。「四増四減」程度の微調整では最高裁の要求に応えたことにはならないのである。投票価値の平等を実現できる選挙制度は多種多様であり、その中のどれを選択するかはまさに立法裁量の問題である。今後の国会の迅速な対応に期待するしかない。</p> <p>問題はいつまでも根本的な是正が行われない場合である。最高裁としてはこの判決で国会の対応を求めた以上、本判決の結論を何度も繰り返すことはできないであろう。本判決の田原、須藤両裁判官の反対意見は次回参議院選挙に対しては選挙無効の判決を下すべきであると表明しているし、大橋裁判官の反対意見も選挙無効判決に対する対応の準備を求めている。当面は最高裁としては衆院昭和五一年判決と同じ事情判決を使うことになるのであろうが、参議院の場合は不可分論に基づいて選挙区選挙をすべて無効にしても二四二議席中七三議席が選挙無効となるにとどまり、衆議院のような全議員不存在の事態を想定する必要はない。変則的ではあるが残りの議員による参議院審議も可能なので、参議院選挙区選挙でこそ選挙無効の判決が出しやすいともいえる。同旨の平成一六年判決<small>（最大判平16・1・14）</small><small>（民集五八・一・五六）</small>深沢裁判官の意見が検討されてもよいと考える。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 77, 89, 171-172
甲 125	<p>安西文雄九州大学教授／ 「158 一人別枠方式の合理性」憲法判例百選Ⅱ〔第 6 版〕339 頁／有斐</p>	<p>同論文が、</p> <p>「 3 合理的期間論について</p> <p>最高裁が合理的期間論を語る場合、これまでの例では人口の増減との対応関係においてなされてきた。較差が許容限度を超えてから合理的期間がはじまるが、学説においては、その期間はおよそ 5 年と理解されてきた。</p>	J(2) 113

	閣 2013／写し	<p>しかし本件の場合、その合理的期間はこれまでのように人口の増減との関連で考えられるものではない。平成19年判決が投票価値の平等の要求に反する程度に至っていないとしていたので、直ちに違憲判断に至るのではなく、国会の法律改正措置を促すべくワン・ステップを入れた、という意味のものであろう。換言すれば、まずは違憲状態の判決を下し、それでも国会が対応しないときにはじめて違憲・事情判決によるという伝統的な作法に従ったものと思われる。</p> <p>それにしても、激変緩和措置につき一定の期間を認め、そのあとさらに合理的期間というのは、冗長にすぎないか、二重の糖衣ではないか、との感を否めない。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 126	松本哲治 同志社大学教授／「投票価値の平等と事前の救済」と題する論文／阪本昌成先生古稀記念論文集『自由の法理』417頁／成文堂、2015年／写し	<p>同教授が、</p> <p>「一票の価値を巡って、今後、最高裁判所と国会の対話・対立がどう展開するのかは予断を許さない。とくに、抜本的な改正をしないかぎり、問題が解消しない参議院については、問題状況の先鋭化が懸念される。すでに下級審は急進的な解決案に踏み込む例も出てきた⁽³⁴⁾。国会の側で抜本的な改正を実現できない場合、同一の内容の法律に対して事情判決を繰り返すことを容認することは極めて難しいと考えざるを得ないことからすると⁽³⁵⁾、事前の救済への途を開かなくても、最高裁は、あるいは、今一步踏み込んだ救済方法の考案を必要とすることに、いずれならざるを得ないのかもしれない。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 69
甲 127	千葉勝美 元最高裁判事／『判例時評 司法部の投げた球の重みー最大判平成29年9月27日のメッセージは?』と題する論文／法律時報89巻13号6頁／写し	<p>同判例時評(6頁)は、「判断の枠組み自体を変えたものではなく、判例変更ではない。」の記述に照らし、【「判断枠組み」が、判例であること】を自認している。</p> <p>又、同判例時評は、「較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、……最高裁としては、……「違憲」と判断することが可能になったものともいえよう。」と指摘する、等。</p>	J(2) 89, 177
甲 128	選挙制度の改革に関する検討会資料／西岡武夫参議院議長(当時／他／2011年4月15日開催第2回／写し	<p>西岡議長は、比例9ブロック制の参院選挙制度改革議長議案を各会派に提出した(参議院：http://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/h23/110415-2.html http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kentoukai/pdf/110415.pdf)。</p> <p>西岡議長試案では、ブロック間の投票価値の最大較差が、1.066倍に圧縮されている。</p>	J(1)10
甲 129	内藤光博 専修大学教授／「154 議員定数不均衡と改正の合理的	<p>同論文が、</p> <p>「4 検討</p> <p>以上見てきたように、「合理的期間の法理」は、判例により形成され、学説でも一般的に受け入れられてきて</p>	J(2) 116-118

期間」判例百選Ⅱ〔第6版〕331頁／写し

いる。国会の法律改正のために「合理的期間」を要するという論理は、一見、議員定数に関する立法裁量（憲43条2項）に求められるように見えるが、**その不明確性の故に憲法学上大きな問題があると思われる**（この点に関する詳細な検証については、安念・後掲「いわゆる定数訴訟について」参照）。

第1に、「合理的期間の法理」では、そもそも何故に国会が定数是正を行うために「憲法上要求される合理的期間」が認められるかという**憲法論的な根拠が不明確**である。すなわち、**憲法条項に違反する法令が、なぜ直ちに違憲無効とならないのかという原理的論点、そして「憲法上要求される」とする憲法上の根拠に関する憲法論的論証が欠如している**のである。通常の違憲判断に従えば、法令が違憲の状態に転化した時点で違憲無効となるのではなく、その法令に基づいて何らかの法的効果が生じたとき、すなわち公職選挙法の定数不均衡の規定についていえば、その規定に基づき**選挙**が施行され選挙権の不平等がもたらされた時点で**違憲無効と判断される**ものと考えられる。

第2に、違憲審査基準としての妥当性に関わる問題である。**判例では、そもそも投票価値の平等についての基準自体が明確にされていない**のであるから（判例では衆議院では最大較差1対3未満、参議院では1対6未満で合憲していると推測されるが、明確な基準はこれまで示されていない。学説では、1対2未満を合憲とする見解が有力である）、どの時点で違憲状態が発生したか確定できないことになる。つまり「合理的期間」の起算点を特定することはそもそも不可能なのであるから、「合理的期間」の長さを数値化することもできない。したがって、「合理的期間」の算定は、**きわめて主観的**にならざるをえない。

選挙権は表現の自由と同様に民主主義の根幹をなす基本的な権利であることから、選挙権を侵害する法令の違憲審査には厳格な司法審査が必要であることが強調されてきた（芦部信喜『憲法学Ⅲ〔増補版〕』〔2000〕65頁）。しかし、「合理的期間の法理」では、その**憲法論的な根拠が不明確**であり、**起算点と期間の長さの基準も不明確**である。したがって、「合理的期間」の基準は、不均衡の是正について、「立法者に対して合憲性の統制を強く及ぼすものではないこと」、「一定年数期間の制約があるものの、国会の裁量に委ねられることになるから、その効果は強いものではないこと」から、緩やかな審査基準といえる（戸松秀典『憲法訴訟〔第2版〕』〔2008〕354頁）。

以上見てきたところによると、「投票価値の平等」を重視する一方で、定数是正に関する国会の立法裁量を認める「合理的期間の法理」を採用する2段階審査基準は、両者の調和を図るかに見える審査基準であるが、**その実、国会の広範な立法裁量の枠内で投票価値の平等に配慮するという審査基準**であると考えられる。

このような立法裁量を大幅に認める緩やかな2段階基準は、民主主義の根幹に関わる選挙権の平等に関わる違憲審査基準として**妥当とはいえない**。

		<p>さらには、たとえ「合理的期間」の基準により違憲と判断されたとしても、これまでの判例からすると、結局は事情判決で選挙の効力が有効とされることになる。事情判決を前提とした上での「合理的期間」の基準に基づく違憲の宣言は、「違憲の警告」としての意味はあるものの、当該事件の解決に結びつかない違憲判断は、判例法として憲法秩序を形成するわけではなく、単なる裁判所の見解にとどまるものであるとすれば(戸松・前掲355頁)、「合理的期間の法理」自体の存在価値および有用性が問われることになろう。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 130	<p>高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020年) 324頁／写し</p>	<p>同教授が、 「しかし、選挙権は、日本国憲法においては概念上当然に、相互に平等な内容を有するという意味を内包しているのではなかろうか。(略)つまり、選挙権は、その価値が相互に等しいものと最初から想定されており、選挙制度が価値の不平等を生み出せば、その制度は選挙権を制約するものであり、その制約が必要不可欠として正当化されない限り違憲となると考えるべきなのである。」</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 86, 105, 143
甲 131	<p>升永英俊 (弁護士) / 「最高裁平成30年12月19日大法廷判決についての二大論点」と題する論文／判例時報2019年6月21日号 No.2403 130~132頁／写し</p>	<p>同論文が、 「結論を先に言えば、主権を有する国民の利益が、主権を有しない国会議員の既得の利益に対して優越するので、「主権」を有する国民の利益を尊重して、本件選挙は、同98条1項に従い、「違憲無効」と判決さるべきである。 ただし、憲法1条の「主権の存する日本国民」、同前文第1項第1文の「主権が国民に存する」、及び同前文第1項第2文の「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、……その福利は国民がこれを享受する。」の各明文が示す、【主権を有する国民の利益が、主権を有しないもの(国民の「国会における代表者」でしかない国会議員)の既得の利益(即ち、既得権益)に対して優越するとする、妥協を許さない憲法規範】が存在するからである。 即ち、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて……その福祉は国民がこれを享受する」国民は、国政の委託者兼受益者であり、国会議員は、国政の受託者である。委託者兼受益者の利益と受託者の利益が対立する場合は、委託者兼受益者の利益が、受託者の利益に優越する。</p> <p>(2) 平成30年大法廷判決(衆)は、投票日以降、選挙が憲法の投票価値の平等の要求に合致する日迄の間、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の選挙により当選した、国会活動を行う正統性を欠く国会議員が、国会の決議で、立法を行い、かつ内閣総理大臣を指名するという、憲法の予定しない、【「違憲状態」の国家権力の行使】を容認し、(1)「違憲状態」の国会の議決で成立した法律の法的拘束力の対象となり、かつ(2)「違憲状態」の国会の議決で指名された「内閣総理大臣」の行政行為の対象となる)「主権」を有する国民の筆舌に尽くし難い、不利</p>	J(2) 104

		<p>益を容認するものであって、憲法前文第1項第2文及び1条の各明文が示す、【「主権の存する日本国民」の利益が、主権を有しないもの（即ち、例えば、「主権」を有する国民の「国会における代表者」にすぎない国会議員）の既得の利益に優越するという、憲法規範】に反するものである。」</p> <p>と記述すること、等。</p>	
甲 132	<p>橋本基弘 中央大学法学部教授／「参議院議員選挙と裁判所」／はくもん第67巻第3号（2015年）4～5頁／中央大学／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「参議院選挙の制度について、先の2012年最高裁判決は、「選挙制度自体の見直しを含めた」改革を求めている。しかし、上記報告書を見ると、現行制度を大前提にしての議論が大半を占めていたように思われる。平等選挙の原則を貫くのなら、今の選挙制度を見直すよう求められているにもかかわらず、参議院の議論はあまりに低調であったと言わざるを得ない。この状態が続くようならば、最高裁には、選挙自体を無効にすることも視野に入れてもらいたいと思う。</p> <p>しかし、議員定数不均衡問題が抜本的に解決しない理由を各議院だけに押しつけるのはフェアではない。いったいどれほどの格差が開くと違憲となるのかの基準を明らかにしてこなかったことや合理的な期間を設定しただけの判決を書き続けてきた最高裁にもまた責任があるように思われる。格差3.99倍なら合憲で4倍なら違憲であることの根拠など、本当はどこにもない。1対1から離れることに合理的な根拠がない限り、平等選挙の原則には違反している。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	J(2) 105
甲 133	<p>橋本基弘 中央大学法学部教授／「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について－裁判所と国会、国民との対話－（一）、（二）」（法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉、同5・6号〈令和3年12月10日〉）（甲133）／中央大学／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「選挙権がもつ影響力に偏りがあつたり、較差があるならば、選挙権は正当性を欠き、その結果として行われる国家行為の正当性も否定される²⁶⁾。衆議院と参議院の間で、1票のもつ影響力の違いがあることを説明するのは難しい。衆議院で求められる投票価値の平等と参議院のそれが異なることは、投票の影響力の観点からは決して正当化されないのである。この観点からすると、令和2年大法廷判決が「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される」と確認していることの意義も明らかになる。憲法が予定する統治のメカニズムを稼働させるのは主権者であるとの認識がそこにある</p>	J(2) 84, 105, 144-146

		<p>27)。</p> <p>26) 国家行為の正当性は、有権者たる国民が国政に対して等しい影響力を行使できることによるのみ認められるとする、フィリップ・ペティットの主張が想起されるべきである。有権者が等しく選挙権を認められることや、その行使を妨げられないこと、あるいは一人に 1 票を配分することにとどまらず、その影響力が等しいものでなければ国家の正当性を認めることはできない。この見解によると、「正当に選挙された」とは、1 票の影響力が等しい条件で行使されていることよって担保される。Philipp Pettit, on The People's Term,170 (2012). One person One vote の原則は国家行為の正当性の根拠でもある。」((二) 4～5 頁) (強調 引用者)</p> <p>「しかし、日本国憲法の規定は、衆参両院を区別することなく、平等選挙を要請している。議論としては、平等選挙の要請を満足させる限度で上院の位置づけを定めるという方向でなければならない。立法府による制度選択が先で、平等選挙の要請が後だとの説示は逆立ちした論理といわざるを得ない。」((二) 6～7 頁) (強調 引用者)</p> <p>「この姿勢転換は、昭和 58 年判決の枠組みからは相当程度はみ出している。むしろ、なし崩し的に黙示の判例変更が行われ続けているというべきではあるまいか」</p> <p>40)。</p> <p>40) この点について、升永英俊「統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅲ」(2021 年)の 12～44 頁は、平成 26 年大法廷判決まで継承されてきた審査基準、すなわち①較差が憲法上許されない程度に達しているか、②較差是正のためなんらの措置も講じていないか、が平成 29 年判決で理由もなく変更されていることを厳しく指摘し、これが許されない判例変更にあたると批判する。本稿もまたこの見方に与するものである。憲法判例が変更されるには、裁判所法上の手続が必要であることはいうまでもなく、それ以上に、変更の</p>	
--	--	---	--

		<p>合理性が国民に示される必要がある。合衆国最高裁判所判事のステイーヴン・ブライヤーは、憲法判例の変更に際してはいくつかの留意点があると述べ、特に「合衆国最高裁判所は、すでに国民の間で文化となっているような先例を覆すときには特別な注意を要する」(Stephen Bryer, <i>Making Our Democracy Work</i>, pp1512-2 (2010.)). 訴訟当事者もまた憲法学者も昭和 58 年判決の判断枠組みを前提に議論を展開してきたとするならば、平成 29 年判決は「後出しジャンケン」とみられてもやむを得ないのではなかろうか。」(二) 13~14 頁) (強調 引用者)</p> <p>「仮に、定数不均衡訴訟を純然たる客観訴訟として扱い、人権論ではなく統治論の領域にある争いとして構成するのであれば、過半数によって国家意思が決められることに注目する組み立て方にも一考の余地がある。たとえば升永英俊弁護士がいうように「<u>国民の 50%が全議員の 50%を選出する</u>」ことでなければ意思決定の正当性は担保できない。つまり、定数不均衡訴訟とは、<u>人口比例原則からの乖離を是正するための訴え</u>であって、<u>その指導原理は憲法 14 条 1 項ではなく、56 条 2 項</u>であるとする考え方にも説得力がある⁴²⁾。</p> <p>⁴²⁾ 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』(2020 年) 4 頁など参照。ひとつの卓見というべきであろう。人権論として論じた場合、争点は憲法 14 条 1 項の解釈、すなわち「区別の合理性」の問題に解消されてしまう危険性をぬぐい切れない。ならば、争点を統治の基本原則としての「正当な」選挙か否かに移すことも十分説得力をもっている。ただ、令和 2 年年大法廷判決は、この主張をあっさり退けている。私は、定数不均衡訴訟は、徹底した人権論として争う方向性に軸足を置きたいと考えている。その上で、令和 2 年大法廷判決草野裁判官補足意見の方向、すなわち、較差によって自分の選挙権が希釈化されている事実を主張することで、選挙権の不平等を争う方向が最善なのではなかろう</p>	
--	--	--	--

		<p>か。」((二) 15 頁)</p> <p>「私は、較差が生じていない状態が原則であって、1:1からの離脱を許容するならば、その根拠を示す義務が立法府にはあると考えている。選挙制度は、すべての有権者の投票価値が平等になるよう設計すべきであり、較差 1:1 が出発点でなければならない。これを前提にして、都道府県や市町村あるいは地域ブロックなどの枠を加味しつつ、どこまでの較差が許容できるのかを検討すべきであって、逆ではない⁴⁷⁾。</p> <p>47) 辻村みよ子『『権利』としての選挙権と『投票価値平等』』明治大学法科大学院論集 14 号 83 頁、106 頁「選挙権が主権者の権利である以上、可能な限り 1 対 1 に近づけることが憲法上要請されるといわざるをえない。とすれば、たとえ 1 対 2 以下でも、その合理性が立証されない限り違憲問題は生じうると考えるのが妥当であろう」と述べる。このような見解は、憲法学説においても有力になりつつある。牧野力也『『一票の較差』の違憲審査基準に関する考察』筑波法政 54 卷 51 頁、71 頁も参照。」((二) 19 頁) (強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 134	(欠番)		
甲 135	<p>只野雅人一橋大学教授 ／「議員定数不均衡と改正の合理的期間」憲法判例百選Ⅱ 325 頁／有斐閣／2019</p>	<p>同論文が、</p> <p>「(4) 合理的是正期間をめぐってはつとに、「違憲の主観化」との評価があり、「客観的に違憲な法律状態を是正するための、立法者の主観的な立法義務が存在することをもって『違憲』の定義とする思考法」に行き着くことにならないかとの指摘があった(安念潤司「いわゆる定数訴訟について(4)」成蹊法学 27 号 167 頁)。「期間の長短」以外にも執られるべき立法措置をめぐる諸般の事情を考慮する判断手法は、かかる見立ての正しさを例証しているように思われる。加えて評価の観点には、「司法の判断を踏まえた」ものかどうか含まれる。合理的是正期間をめぐると判断は、「違憲状態の主観化」にとどまらず、「国会と最高裁の間の継続的な相互作用の場」(宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』』論ジュリ 1 号 48 頁)と化している。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	J(2) 112

<p>甲 136</p>	<p>「全国紙（全 5 紙）・地方紙等に掲載された社説・論説一覧」／弁護士升永英俊／2022 年 7 月 8 日／写し</p>	<p>全国紙（全 5 紙）・地方紙等に下記の社説・論説等が掲載された。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①【参院選】抜本的な見直しを成立させず閉会した立法院を批判する 13 の社説・論説（2022.4.25～2022.7.1）</p> <p>②【参院選】速やかな選挙制度改革（抜本の見直し）を求める新聞社の 18 の社説及び学者論稿（2019.12.7～2022.7.4）</p> <p>③合区解消のための自民党憲法改正案（47 条）を批判する新聞社の 13 の社説（2018.2.17～2018.2.20）</p> <p>④抜本的な見直しをせず成立させた(参院定数)6 増改正法の内容、成立の経緯を批判する 42 の社説・論説（2018.6.7～2018.7.29）</p> <p>⑤【衆院選】速やかな選挙制度改革（10 増 10 減）を求める新聞社の 37 の社説・論説</p>	<p>J(2) 82</p>
<p>甲 137</p>	<p>松本和彦大阪大学教授／松本和彦「参議院議員定数不均衡訴訟最高裁平成 29 年 9 月 27 日大法院判決」法学教室 2018 年 1 月号 No.448 123 頁／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「【解説】</p> <p>最高裁は、平成 24 年大法院判決及び平成 26 年大法院判決において、参議院の定数配分規定が違憲状態にあると判示し、国会に対して、単に一部の選挙区の定数を増減することとどめず、「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組み」自体を見直すよう警告していた。これを受け、平成 27 年改正法は「4 県 2 合区を含む 10 増 10 減」の改正を行った。その結果、これまで 5 倍前後で推移してきた最大較差は本件選挙当時で 3.08 倍に縮小した。</p> <p>最高裁は従来、「①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行って」きたと自認している。この「判断の枠組み」に照らすと、本判決は①の段階で本件定数配分規定の違憲性を否定したことになる。今回は投票価値の著しい不平等状態が生じていないから合憲であるというのだが、そのように解された理由は、本件選挙当時の選挙区間の最大較差が 3.08 倍にとどまったためというよりむしろ、国会が合区というこれまでにない思い切った手法で選挙区間の最大較差を大幅に縮小し、さらに次回の通常選挙時までに選挙制度の抜本の見直しを行い「必ず結論を得る」と確約して、実効的な問題解決への道筋をはっきり示したと評価されたためであると思われる。</p> <p>しかし、合区という手法を導入することには政治的反発も強く、憲法改正に訴えてでもこれをやめさせようとする勢力が、今も衰えることなく反対の論陣を張っている。おそらく次回の通常選挙時までには、合区を主たる手</p>	<p>J(2) 87, 153</p>

		法として選挙制度の再構築を図ることは極めて困難だろう。それに合区は、結局のところ、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みそのものの変更ではなく、人口の少ない県だけを対象にした 弥縫策 にすぎない。しかも平成 27 年改正法の場合、隣り合う県同士の合区だったので、選挙区構成における地理的不自然さを避けることができたが、今後、人口の少ない県の隣に同程度の人口の県があるという保証はない。木内道祥裁判官の意見にあるように、「本件定数配分規定は、人口移動に対応して投票価値の不均衡に対処するという『しかるべき形』の立法的措置とはいいい難いもの」であって、なお「 違憲状態を脱していないというべき 」だったのではないか。」(強調 引用者)	
		と記述する、等。	
甲 138	樋口陽一 東京大学教授 ／樋口陽一『憲法』〔第 3 版〕(創文社 2007) 216 頁／写し	同論文が、 「 選挙権が憲法上の権利のなかでも枢要の地位を占めることからすれば、本来、各選挙人の投票価値は均等であるべきであり、普通選挙の原則 (15 条 3 項) の内実を左右するだけに、合理的でやむを得ない理由 (行政上の区画のできるかぎりでの尊重、など) がある場合でも最大較差 1 対 2 を超えることはできない (一人が二人分以上の影響を行使してはならない)、と考えるべきである。」 (強調 引用者)	J(2) 86, 151
		と記述する、等。	
甲 139	櫻井智幸 甲南大学教授 ／櫻井智幸「参議院「一票の格差」「違憲状態」判決について 甲南法学’ 13 53-4-98 (544) /写し	同論文が、 「 他方で、本判決を契機として、 抜本的改革 が待ったなしで要請されるようになったという点はやはり重要である。「長期にわたって固定」することも許される、という不作為・放置を正当化する論拠を 改めたことも 本判決の大きな意義である。本判決を契機に、 参議院の抜本的改革が進むことを願うものである。 」(強調 引用者)	J(2) 88, 169
		と記述する、等。	
甲 140	横尾日出雄 中京大学法務総合研究機構教授 ／「参議院議員定数不均衡訴訟に関する最高裁の判断と参議院選挙制度改革について—最高裁平成 29 年 9 月 27 日大法廷判決と平成 30 年改正公職選挙法の憲法上の問題点—」中京ロイヤー 29 号 (2018 年) 57 頁／写し	同論文が、 「したがって、この平成 30 年改正による国会の対応は、較差は正措置も十分とはいえず、 選挙制度の抜本的な見直しにもならないものであり、この点で、較差は正や抜本的見直しに向けた国会の姿勢は、きわめて消極的なものにとどまる。平成 31 年選挙について参議院議員定数不均衡訴訟が提起された場合、最高裁は、この消極的な国会の対応に対して明示的なメッセージを發し、較差は正を含めた選挙制度の抜本的な見直しを迫ることになると思われる。 」(強調 引用者)	J(2) 89, 176
		と記述する、等。	
甲 141	只野雅人 一橋大学教授 ／「参議院選挙区選挙と投票価値の平等」論	同論文が、 「 II. 判旨 (略)	J(2) 86,

	<p>究ジュリスト 2018 冬 24 号 199～206 頁／写 し</p>	<p>〔i〕 憲法が要求する投票価値の平等は、国会が正当に考慮しうる選挙制度をめぐる他の政策的目的との関連で調和的に実現されるべきものであり、国会の裁量権の行使が合理性を有する限り、一定の譲歩を求められても憲法違反とはいえない。憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に照らすと、参議院議員選挙法・公職選挙法制定時に定められた制度は国会の合理的裁量権の範囲を超えていたとはいえない。しかし激しい社会的・経済的变化のもと不断に生じる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつそれが相当期間継続しているにもかかわらず国会が是正措置を講じないことが、その裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法違反に至ると解される。以上は昭和 58 年大法廷判決と累次の大法廷判決が趣旨とするところで、基本的な判断枠組として変更の必要は認められない。</p> <p>〔ii〕 憲法が定める二院制の趣旨は、一定事項について衆議院の優越を認める一方、<u>立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与え</u>、参議院議員の任期をより長期とすること等により多角的長期的視点から民意を反映させ、衆議院との権限の抑制・均衡を図り、国政の運営の安定性・継続性を確保しようとしたものと解される。いかなる選挙制度によりこの趣旨と投票価値の平等の要請を調和させるかは、国会の合理的裁量に委ねられており、これも累次の大法廷判決が承認してきたところである。</p> <p>〔iii〕 投票価値の平等は選挙制度の仕組みを決定する唯一絶対の基準ではなく、以上の趣旨等をふまえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させ、参議院に「独自の機能」を発揮させようとすることも、国会の合理的裁量権の行使として是認しうる。一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮することも、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限り、直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。</p> <p>平成 24 年・平成 26 年大法廷判決は、長年の制度及び社会状況の変化を考慮すべきであるとし、衆参の選挙制度が同質的になってきていること、国政運営で参議院の役割が増大してきていること、衆議院では人口較差 2 倍未満が区割基準となっていること等をあげ、昭和 58 年大法廷判決の論拠では数十年間にもわたる 5 倍前後の大きな較差の継続を十分に正当化できなくなっている旨指摘している。これは、憲法上の要請とはいえない都道府県選挙区を固定化してきたことが投票価値の大きな不平等状態を長期間継続させてきた要因であるとみたもので、都道府県を選挙区の単位とすることを不合理で許されないとしたものではない。<u>投票価値の平等の要請は、参議院議員選挙だからといって直ちに後退してよいわけではないが</u>、憲法が定める 3 年ごとの半数改選制など、議員定数配分にあたり考慮を要する固有の要素を踏まえ、二院制の趣旨との調和のもと実現されるべきであ</p>	<p>146</p>
--	---	---	------------

		<p>る。 (略)</p> <p>もつとも、2・3で確認したように、本件大法廷判決は、平成24年大法廷判決が提示した基本的な判断枠組や論理を踏襲している。昭和58年大法廷判決の判断枠組の論理をふまえつつも、平成16年大法廷判決以降の判断の厳格化を経て形成されたものであるだけに、それらは容易に転換され難いように思われる。またそうした枠組や論理自体は、較差の許容限度などの部分では不徹底さを残すが、投票価値の平等の意義と統治機構をめぐる憲法の規範構造を踏まえれば、<u>基本的に妥当なものであると考えられよう。</u></p> <p>もつとも、こうした論理をめぐっては批判もありうる。とくにここでは、投票価値の平等のみを両院で徹底してゆくと、地域の集合的利益、あるいは人口の少ない地域に居住する国民を適正に代表することが困難になるのではないかという問題について触れておきたい²⁶⁾。人口分布の大きなアンバランスの中で、適切な代表のあり方が問われるのは、必然ではある。</p> <p>しかし、「都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえうる」(昭和58年大法廷判決)という想定が、必ずしも自明ではないことにも留意する必要がある。都道府県は地方公共団体であり行政単位である。知事・県議会の選挙も行われており、ある種の「まとまり」を想定しやすいことは事実である。とはいえ、都道府県という領域内部にも、社会的経済的諸条件や活動などを通じた、様々な「まとまり」を想定することができる。都道府県という単位の中にも、様々な「まとまり」が、複雑に絡み合って存在しているはずである。またそれらが、都道府県を超えて広がっている場合もある。多数=人口の多い地域と少数=人口の少ない地域がしばしば対置されるが、少数と等置される「地方」としてひとくくりされるものの中にも、様々な「少数」が混在しているはずである²⁷⁾。<u>そうした複雑な構造を捉える、いわば民意の尺度は、必ずしも都道府県に限られるわけではなからう。</u></p> <p>投票価値の平等の要請は、もとより、そうした複雑な分岐の適正な代表を必ずしも保障するものではない。むしろ、<u>適正な代表の仕組みを見出すことが困難であるからこそ、全国民の代表や政治的意思決定の民主的正統性を担保する基盤として、要請されるものといえよう。連邦国家型とは異なった対等に近い両院制の下では、両院同等にそうした基盤が求められることには相応の理由がある。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 142	市川正人立命館大学教授／「平成25年参議院議員選挙と『一票の較差』」平成26年度重	同論文が、 「最高裁は、選挙制度について広い立法裁量を認め、合理的な選挙制度であれば投票価値の平等が後退するという立場であり、鬼丸かおる裁判官、山本庸幸裁判官の反対	J(2) 88, 164

	<p>要判例解説・ジュリスト 2015 年 4 月 No.1479 9 頁／写し</p>	<p>意見のような投票価値の平等の要請が最大限配慮されなければならないという立場ではない。それでも最高裁は、二度にわたり、都道府県を単位とした選挙制度の下で 5 倍程度の較差が長期間継続してきたことは、憲法上容認できないとしたのであり、<u>国会は都道府県を単位とした選挙制度の抜本的な改革</u>を早急に行うよう強く求められている。</p> <p>3 議員定数配分規定の合憲性</p> <p>(1) 本判決は、衆議院平成 25 年大法廷判決を参照して、当該選挙までの期間内に投票価値の著しい不平等状態の是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するにあたっては、「単に期間の長短のみならず、<u>是正のために採るべき措置の内容</u>、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた<u>裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべき</u>」としている。</p> <p>しかし、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を是正することを裁量の問題とすることが適切か、<u>疑問</u>がある（大橋正春裁判官の反対意見参照）。立法裁量の問題として捉えるとしても、<u>木内道祥裁判官の反対意見</u>が主張しているように、違憲の投票価値の不平等が生じている場合の改正の時期については、選挙制度の改正の方法または内容に関してと異なり、国会の裁量権はごく限られたものであると解すべきであろう。」（強調 引用者）</p> <p>と記述する、等。</p>	
<p>甲 143</p>	<p>青柳幸一横浜国立大学教授／栗城壽夫の戸波江二編『現代青林講義 憲法〔補訂版〕』（青柳幸一執筆）（青林書院 1998 年）172 頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「最高裁は、違憲状態となる格差を一定の数字で明示しているわけではない。関連判例から、違憲状態となる格差を 1 対 3 で考えていることが推測される。この 1 対 3 というラインは、憲法上の選挙の原則から導き出されたものとは言い難い。<u>普通選挙の原則</u>および<u>平等選挙の原則</u>からして、投票価値の不均衡で許容されうる格差は <u>1 対 2 未満</u>である。」（強調 引用者）</p> <p>と記述する、等。</p>	<p>J(2) 89, 172</p>
<p>甲 144</p>	<p>長谷部恭男東大教授（当時）／「(座談会)選挙制度と政党システムの未来」論究ジェリスト 5 号 (2013 年) 20 頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「<u>「ひとりひとりの国民を『完全に同等視』して平等な存在として扱うべきだという、理念的な意味があるので、その観点からして一人一票の原則が重要で基本的な憲法原則であることは譲れない</u>」といえます。」（強調 引用者）</p> <p>と発言される、等。</p>	<p>J(2) 86, 146</p>
<p>甲 145</p>	<p>毛利透京都大学教授／「憲法訴訟の実践と理解【第 9 回】—投票価値較差訴訟の現状</p>	<p>同教授が、</p> <p>「二 合理的期間論の妥当性</p> <p>最高裁の意図は、今までのところ成功しているといえよう。平成 23 年判決以来、違憲判決ではなく違憲</p>	<p>J(2) 109</p>

と課題一」判時 2354
号 140 頁／写し

状態判決を繰り返すことで、国会は較差是正の措置を漸進的にとってきたといえるであろう。2017 年総選挙についても、仮に違憲状態との判断がなされるとしても、実際に選挙区割りを見直して較差を縮小している以上、その立法裁量権の行使が司法の判断の趣旨を踏まえていないとされる可能性はほとんどないと思われる。

ただ、違憲状態判決が、実質的には国会に法改正の責務を負わせるという違憲判決の効力をもちつつ、形式的には違憲ではないとされるというヌエ的存在であることは否定できない。そして、合理的期間論も、国会の行動の法的評価を内容とすることにより、もはや「期間」という時間的な要素を大幅に失っている。このことを如実に示すのが、平成 25 年判決や平成 27 年判決が合理的期間内かどうかの判断において、訴訟の対象となった選挙以後の国会の取組みをも考慮に入れていることである。選挙が一定の「期間」内に行われたかどうかを判断するのに、この**選挙後の事情**も考慮されるのである。この点につき、平成 27 年判決の千葉補足意見は、選挙後の国会の取組みは「対象となる選挙時点での立法府の較差是正に対する**真摯な姿勢**を推測させるいわば事後的・不可（マ）的事情」として言及されていると説明している⁽²⁵⁾。おそらく適切な説明であろう。しかし、「**姿勢**」を論じるのに「**期間**」という語を使うことには、**根本的な齟齬**があると感じざるを得ない⁽²⁶⁾。

最高裁の努力により、確かに「司法部と立法府との……緊張感を伴う相互作用」「実効性のあるキャッチボール⁽²⁷⁾」がかなりの程度実現してきたといえる。しかし、そのために最高裁の憲法論にもかなりの負荷がかかっている。中選挙区制時代に構築された**判断枠組み**を、今後とも、その内実を変容させつつ用いつづけることが果たして妥当なのか、**再考すべき時期**が近づいているようにも感じられる。」（強調 引用者）

⁽²⁵⁾ 民集 69 卷 7 号 2065 頁。

⁽²⁶⁾ 篠原・前掲注⁽²³⁾ 126 頁は、合理的期間の判断の「ブラックボックス」化の危険を指摘する。高見勝利・世界 853 号 128 頁、135 頁（2014）は、最高裁の判断枠組みは「違憲状態」が無限に継続する事態をも容認しうる」と指摘する。直接には参議院の判決についての論述であるが、櫻井智章・甲南法学 53 卷 4 号 507 頁、529～30 頁（2013）も参照。

⁽²⁷⁾ 平成 27 年判決の千葉補足意見（民集 69 卷 7 号 2072 頁）。これに対し、佐々木雅寿「衆議院小選挙区制の下での最高裁と国会との継続的対話」『憲法の基底と憲法論 高見勝利先生古稀記念』755 頁（2015）は、最高裁と国会の対話において、最高裁のメッセージが必ずしも「明確な内容」となっていないと指摘する（780 頁）。しかし、

		<p>最高裁はむしろあえて不明確な判決を示すことで国会との対話を試みようとしているのではなかろうか。このようなスタンスを維持しつづけるべきかどうか、またそれが可能かどうか問われるように思われる。</p> <p>と記述される、等。</p>	
甲 146	<p>榎透 専修大学准教授／「参議院議員定数配分規定の合憲性：2012 最高裁判決」法学セミナー 2013/02 no.697 128 頁／写し</p>	<p>同教授が、平成 24 年大法廷判決（参）が、 「都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図る」ことは、もはや著しく困難である。」（強調 引用者）と判示している、と記述し、</p> <p>「そして、本判決（平成 24 年大法廷判決（参）。強調 引用者）のはこの観点から、都道府県を選挙区の単位とする仕組みを維持することは困難であるとの評価を下した。参議院議員選挙については、住民の意思を集約的に反映させるために都道府県を選挙区の単位とするものの意義が指摘されたこともあったが、本判決は最高裁の法廷意見としては初めて、都道府県を「参議院議員の選挙区他の単位としなければならない憲法上の要請はな」いことを明確に示した。また、判旨から、投票価値の不均衡が「投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達して」いても違憲とならないためには、それを「正当化すべき特別の理由」を要する（単なる理由ではない！）と言えることにも注目すべきである。」（強調 引用者）と記述する、等）。</p>	J(2) 88, 165-166
甲 147	<p>小林武 南山大学教授（当時）／「参議院議員定数の不均衡と司法審査の方法－最高裁第 1 小法廷昭和 61 年判決」／南山法学 10 卷 4 号（1987 年）159～160 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「すなわち、先にも述べたところであるが、憲法は、二院制を採り、そのことによって、第二院に第一院とは異なった性格ないし役割を期待し、そして、その制度的具体化にかんしては、半数改選制であるべきことを定める他は、ひとまず立法裁量に委ねる一方で、投票価値の平等を憲法原則として示してその確保を命じ、立法裁量に厳しい限界を画している。したがって、人口比例原則の緩和を考慮する必要が生ずるのは、ただ、それが、憲法上の他方の要請である二院制の趣旨および半数改選制と衝突し、その間の調整が求められる場合に限られる。それ以外の、参議院選挙を全国区と地方区（比例代表区と選挙区）に分けて行なう等の公選法上の制度は、投票価値平等原則緩和の要因には何らなりえないものである。それゆえ、まず、地方区制ないしその偶数定数制を前提とした議論は、憲法解釈上採るべきではないものといわなければならない。そして、二対一の計数基準について考えるに、これは、そもそも、一対一が憲法上の要請であり国会はそれに可及的に近接させるべく立法する責務を負うものであることを当然の前提としつつ、一人一票という選挙権平等の趣旨を投票価値平等の問題に準用したもので、それ自身がすでに、非人口の要素をかなりの程度広く考慮に入れうる巾をもった枠組みなのである。つまり、「理の政治」の期待を含む二院制の趣旨や半数改選制は、右の巾の範囲内で充分採り入れる</p>	J(2) 88, 169-170

		<p>ことのできるものと思われるのであり、また、右以外の要素はすべて、投票価値平等原則に劣位するものとして扱われるべきである。このように考えると、参議院にかんしても、二対一以上の較差を認めることは正当でなく、また、実際上もその必要はないとすべきではなからうか。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 148	<p>井上典之神戸大学教授 ／「参議院定数訴訟における投票価値の平等—平成 21 年大法廷判決とその含意」ジュリスト No.1395 2010.3.1 37 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「裁判所の判断がそのようないぬ疑念を抱かせず、純粹に憲法上の問題として議員定数不均衡に向き合うためにも、平成 21 年大法廷判決の反対意見の一部でも示されたように、最高裁は、『投票価値の平等』は憲法上の絶対的要請であり、それ以外の要因（例えば都道府県を単位とする地域代表）は憲法上の要請とはいえない¹⁷⁾ことを明らかにしておく必要がある。というのも、議会制民主主義の下での「国民の政治的意思の多様性は、平等に表明された政治的意思の結果として示されるべきものであって、多様性を作り出すために、投票価値の平等を犠牲にして選挙制度を構築することは本末転倒と言うべき」¹⁸⁾だからである。」(強調 引用者)</p> <p>¹⁷⁾ 上脇博之「判批」速報判例解説(法セ増刊)1号(2007年)12頁参照。 ¹⁸⁾ 木下智史「判批」平成18年度重判解(ジュリ1332号,2007年)7頁参照。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	J(2) 87, 155
甲 149	<p>木下智史関西大学教授 (当時)／「参議院定数配分規定の合憲性—最高裁平成18年10月4日大法廷判決」ジュリスト No.1332 2007.4.10 7 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「他方、「全国民の代表」の意義には、議員が選出母体による命令的委任の禁上に拘束されないとする禁止的規範意味のみならず、現実の国民の意思ができるだけ議会に反映されなければならないとする積極的規範意味があると説かれることから(樋口陽一・憲法I〔現代法律学全集〕152頁)、参議院議員の一部が都道府県単位を基礎に選出されることも、「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる」手段として、正当化される余地もあるかもしれない。しかし、国民の政治的意思の多様性は、平等に表明された政治的意思の結果として示されるべきものであって、多様性を作り出すために、投票価値の平等を犠牲にして選挙制度を構築することは本末転倒と言うべきである(むしろ、「全国民の代表」であることから、議員1人当たりの選挙区人口も等しいことが要請されると考える余地もある〔渡辺良二・近代憲法における主権と代表241頁〕)。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	J(2) 87, 156
甲 150	<p>渡辺良二関西大学教授 ／『近代憲法における主権と代表』法律文化</p>	<p>同論文が、 「もちろんこのように考えても問題がすべて解決するものではなく、また新たな問題も生ずる。</p>	J(2) 88,

	社 1988年 241～242 頁／写し	<p>まず第一に、やはり二院制にかかわる問題がある。憲法上「全国民を代表する」というのは衆議院だけでなく参議院についても妥当するから、参院の特色をどう考えるかという問題はなお存在しているわけである。</p> <p>この二院制の問題は、憲法制定時の保守的な政府の二院制の主張と総司令部の一院制論との妥協によって成立したという事情からいってたしかに厄介な問題ではある。しかし、まさにこの成立の事情からみて憲法が参院についても「全国民を代表する選挙された議員」という規定をおいたのは参院を衆院に対する特色の過度の強調から民主主義に反する制度とすることをさけるためのものであるということができるのである。参院の特色もその意味では他国とはことなり非常に制約されたものというべきであろう。また、人口比例を原則とすると現在の制度を前提する限り大幅な定数増が必要となるという問題がある。この点では、地方区の制度が必ずしも不変なものではない、ということとともに、投票価値の平等は人口比例主義と必然的に結合するが、人口比例主義は投票価値の平等の完全な実現とイコールかどうかについて検討の余地がある。」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	170
甲 151	堀口悟郎九州産業大学 講師／「平成 28 年参 議院議員通常選挙に おける 1 票の較差」法 学セミナー2018 年 1 月号 No.756 96 頁／ 写し	<p>同論文が、 「本判決は、同法の附則において、次回選挙までに選挙制度の「抜本的な見直し」について「必ず結論を得る」と規定された点も、合憲判断の理由として挙げている。<u>そのため、次回選挙までに抜本的な見直しが実現しなければ、今度は違憲判決もありうるだろう。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	J(2) 88, 168
甲 152	平成 26 年 12 月 26 日 付選挙制度協議会報 告書／選挙制度協議 会座長伊達忠一／平 成 26 年 12 月 26 日／ 写し	<p>同報告書は、「参議院選挙制度」という1つの項目に焦点を当てた報告書であり、該参議院選挙制度改革という項目について、11ブロック制などの具体的な改革試案を提示するなど、改革の実現に向けての議論がなされたことが記述されている(同報告書 14～24 頁)。</p> <p>同報告書によれば、「2倍を超える最大格差は許容される」との認識を示したのは、自民党のみであった(同報告書 11～12 頁)、等。</p>	J(1) 7, 8, 10
甲 153	平成 30 年 5 月 7 日付 参議院改革協議会選 挙制度に関する専門 委員会報告書／参議 院改革協議会選挙制 度に関する専門委員 長岡田直樹／平成 30 年 5 月 7 日／写し	<p>同報告書は、前回設置の協議会(平成 25 年設置)から継続して、「参議院選挙制度」という1つの項目に焦点を当てた協議会の報告書であり、各会派は、該参議院選挙制度改革について、11ブロック制などの具体的な改革試案を引き続き提示するなど、改革の実現に向けての議論がなされたことが記述されている、等。</p>	J(1) 7, 9, 10
甲 154	令和 4 年 6 月 8 日参議 院改革協議会報告書	<p>同報告書は、表題から「選挙制度」の文言は削除され、参議院改革協議会作成の6項目(即ち、①「参議院の在り</p>	J(1) 7,

	／参議院改革協議会 座長／令和4年6月8 日／写し	方)、②「参議院選挙制度」、③「議員の身分保障」、④「委員会・調査会等の整理再編・充実」、⑤「行政監視機能の更なる充実」、⑥「デジタル化、オンライン審議」)に関する報告書であり、「参議院選挙制度改革」の項目は、同6項目のうちの1つでしかなくなった。 同報告書の中には、前々回協議会(平成25年設置)及び前回協議会(平成29年設置)で継続審議された選挙制度改革について、各会派の 具体案(選挙制度改革案) が提出されたことについての記述は一切ない。即ち、同協議会(令和3年設置)において、自民、立憲民主、公明、維新、共産、国民民主の全ての政党が、選挙制度改革の実現にむけての 具体案 を議論することを怠った、等。	9, 10-13
甲 155	竹中治堅政策研究大学院大学教授／『参議院とは何か1947～2010』／中央公論新社2010／写し	政権与党は、衆議院で2/3以上の議席(憲法59条2項)を占めなかった、昭和22(1947)～平成17(2005)年及び同21(2009)～同24(2012)年の合計約61年間において： (1) 法律案の成立につき、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点の直前まで対立し、その最終的な決議の直前に、衆議院が、参議院の修正案に全て同意して法律となった事例が、9個のみ存在し、同9個の事例では、衆議院議員の多数意見が、最終的に参議院議員の多数意見の全修正要求を受け入れて、法律となった。 (2) さらに、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点まで対立した事例が、6個存在し、この6個の各法律案は、いずれも廃案となった。	J(2) 96
甲 156	OECD公表の「平均賃金」(1992～2020年)／OECDウェブサイト／弁護士升永英俊／2022年7月20日／写し	1992～2020年の29年間の「平均給与」(Average Wage)の値の推移等。	J(2) 137

以上